

平成26年度

第4回倉浜衛生施設組合議会定例会
会議録

平成27年3月30日 開会

平成27年3月30日 閉会

場 所 : 倉浜衛生施設組合 管理棟3階大会議室

平成 26 年度
第 4 回

倉浜衛生施設組合議会定例会会議録

平成 27 年 3 月 30 日 (月) 午後 2 時開会

議 事 日 程 第 1 号

平成 27 年 3 月 30 日 (月)

午後 2 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
自 平成 27 年 3 月 30 日
1 日間
至 平成 27 年 3 月 30 日
- 第 3 議案第 8 号
倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 9 号
倉浜衛生施設組合事務局現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 10 号
平成 26 年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第 3 号)
- 第 6 議案第 11 号
平成 27 年度倉浜衛生施設組合一般会計予算
- 第 7 報告第 9 号～第 16 号
例月現金出納検査の結果報告について
- 第 8 報告第 17 号
平成 26 年度定例事務監査の結果報告について
- 第 9 一般質問

本日の会議に付した事件

(議事日程のとおり)

出席議員 (1 4 名)

1 番 小 浜 守 勝 議 員	3 番 島 袋 邦 男 議 員
2 番 島 田 茂 議 員	4 番 新 里 治 利 議 員

5 番 高橋 真 議員
6 番 浜比嘉 勇 議員
7 番 前宮美津子 議員
8 番 諸見里宏美 議員
9 番 宮城 克 議員

10 番 宮城 勝子 議員
11 番 宮城 司 議員
12 番 屋良千枝美 議員
13 番 仲地 泰夫 議員
14 番 宮里 廣 議員

欠 席 議 員 (0 名)

説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 、 氏 名

管 理 者 桑江朝千夫
副 管 理 者 佐喜眞 淳
副 管 理 者 野国 昌春
事 務 局 長 金 城 隆

次 長 町 田 均
業 務 第 一 課 長 宮 里 学
業 務 第 二 課 長 新 本 耕 太 郎

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 事 務 局 職 員 の 職 、 氏 名

総 務 係 長 町 田 洋 人
主 査 内 間 智 恵

主 事 金 城 栄 子

●新里治利議長

皆さんこんにちは。ただ今から、平成26年度第4回倉浜衛生施設組合議会定例会を開会いたします。

只今の出席議員は14名でございます。

定足数に達しており、会議は有効でございますので早速会議に入ります。

それでは開会のご挨拶を管理者にお願いします。

桑江朝千夫管理者。

●桑江朝千夫管理者

こんにちは。

平成26年度第4回倉浜衛生施設組合議会定例会を開会するにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、年度末のお忙しい中、貴重なお時間を頂きまして、いろいろお練り合わせを頂き、ご出席を賜りましたことを、心から感謝申し上げます。

さて、今定例会に上程致しております議案につきましては、

『倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について』、
『倉浜衛生施設組合事務局現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例』、
『平成26年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第3号）』そして、『平成27年度倉浜衛生施設組合一般会計予算』の4件の議案を上程させて頂いております。

議案の内容につきましては、後ほど事務局よりご説明させて頂きたいと存じますが、なにとぞ慎重なご審議を頂きましてご議決賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますがご挨拶と致します。

どうぞよろしくお願いたします。

●新里治利議長

休憩いたします。

休憩（午後14時03分）

再開（午後14時05分）

●新里治利議長

再開いたします。

本日は、議事日程第1号によって議事を進めてまいります。

第1、会議録署名議員の指名について議題といたします。本件につきましては、会議規則第70条によって議長の指名になっておりますので指名いたします。

3番議員島袋邦男議員、11番議員宮城司議員の両名を会議録署名議員に指名をいたします。

続きまして日程第2、会期の決定について議題といたします。

休憩いたします。

休憩（午後14時06分）

再開（午後14時06分）

●新里治利議長

再開いたします。会期については、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●新里治利議長

ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

日程第3、議案第8号 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。当局の説明を求めます。

金城事務局長。

●金城 隆事務局長

こんにちは。よろしくお願いいたします。

議案第8号、倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成27年3月30日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

(提案理由)

沖縄県人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告等を考慮し、所要の改正を行う必要があるため、この案を提出する。

次のページをお願いいたします。

倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例（昭和49年倉浜衛生施設組合条例第10号）の一部を次のように改正する。

第19条中「乗じたもの」を「乗じたものから1週間当たりの勤務時間を5で除したものに18を乗じたものを減じたもの」に改める。

第21条中第3号中「借入返済金」を「の借入返済金」に、「及び遺族附加年金保険料」を、「、遺族附加年金保険料及び公務員賠償責任保険料」に改め、同条第4号中「借入返済金」を「の借入返済金」に改め、同条第5号中「借入返済金」を「の借入返済金」に改め、同条第7号中「積立金」を「の積立金」に改める。

附則第2項中「行政職給料表」を「平成30年3月31日までの間、行政職給料表」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政給料表について説明させていただきます。同ページに給料表が7枚にまたがっております。掲載されておりますので、よろしく御願いたいと思います。

同表の1列目から職員の区分、再任用職員以外の職員、2列目の1行目が職務の級で右に1級職から8級職で、2行目が号給ですが、縦軸に1号給から7枚目の125号給まで表示し、右に各職級の給料月額の表示をしております。今回の改正では、1級職は改正無しで、2級職が1号給から12号給は改正無しで、13号給から125号給が改正となっており、3級職は1号給から113号給まで、4級職については、1号給から93号給まで全号給で改正となっております。また、5級職と6級職は、それぞれ8号給を追加し、5級職は、1号給から93号給の全号給で改正で、6級職は、1号給から85号給の全号給改正をし、7級職は1号給から61号給の全号給で改正し、8級職は

1号給から45号給の全号給で改正した金額の表示となっております。

次に7枚目をお願いいたします。

最後の行であります。再任用職員の給料月額も1級職から8級職の全職級で改正をするものであります。平均で2パーセントの減の改正でございます。その次に備考、この表は他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

附 則

(施行期日)

1項、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(切替目前の異動者の号給の調整)

2項、平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

3項、切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)附則第2項に規定する特定職員にあっては、当該額に100分の99.8を乗じて得た額)を給料として支給する。

4項、切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

5項、切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

6項、平成28年3月31日までの間、倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年倉浜衛生施設組合条例第2号。以下この項において「平成18年改正条例」という。)附則第7項から第9項までの規定の適用を受ける職員については、これらの規定及び前3項の規定にかかわらず、給料月額のほか、前3項の規定により算定した給料の額(前3項の規定により算定した給料の額が平成18年改正条例附則第7項から第9項までの規定により算定した給料の額(以下この項において「平成18年経過措置額」という。)に達しないこととなる場合にあっては、平成18年経過措置額)を給料として支給する。

7項、平成28年3月31日までの間、倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成21年倉浜衛生施設組合条例第3号。以下この項において「平成21年改正条例」という。)附則第4項の規定の適用を受ける職員について

は、この規定及び附則第3項から第5項までの規定にかかわらず、給料月額のほか、附則第3項から第5項までの規定により算定した給料の額（附則第3項から第5項までの規定により算定した給料の額が平成21年改正条例附則第4項の規定により算定した給料の額（以下この項において「平成21年経過措置額」という。）に達しないこととなる場合にあつては、平成21年経過措置額）を給料として支給する。

8項、附則第3項から前項までの規定による給料を支給される職員に関する給与条例第8条の2第2項の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年倉浜衛生施設組合条例第 号）附則第3項から第7項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（規則への委任）

9項、附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

●新里治利議長

当局の説明は終わります。ただちに、質疑に入ります。質疑はありませんか。

●高橋 真議員

議長すみません。休憩を御願ひします。

●新里治利議長

休憩いたします。

休憩（午後14時07分）

再開（午後14時20分）

●新里治利議長

再開いたします。当局の説明は終わります。ただちに、質疑に入ります。質疑はありませんか。

高橋 真議員。

●高橋 真議員

議案第8号、倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑をさせていただきます。

この条例は去った2月定例会沖縄市議会でも議決をいたしました。それでお尋ねしたいですが、この条例がいわゆる提案される背景ですね、背景としまして、このいわゆる給与等の勤務条件が倉浜の職員の条件が変わる訳でございます。こういう変更があった場合には、第1義的には沖縄市に準拠していく方針があるが組合としてはこの方針をもって提案をしているのかお尋ねをしたいと思います。

●新里治利議長

金城事務局長。

●金城 隆事務局長

沖縄市の給与改定に沿って準じております。よろしく申し上げます。

●新里治利議長

高橋 真議員。

●高橋 真議員

ありがとうございます。答弁が足りていません。本員は給与等と言いましたので、給与等勤務条件も含めてであります。今のような事務局長の答弁を変様するのであれば、沖縄市議会はこの条例だけ議決したわけではないですよ。育児休業に関する条例の一部も改正しています。で、沖縄市は、こうやって職員の給与が今回引き下げの条例でありますけど、職員の育児休業や介護休業も取得出来るような、職員に取ってはプラスの条例改正もやっているわけであります。沖縄市はやって、倉浜は無いというのは、どういう理由からでありましょうか。非常に不思議であります。こういうような職員に取ってプラスになるような条例改正をしないということは、職員組合とどのような協議をしましたか。ちなみにこの条例も含めて。今回の給与条例の一部改正も含めて。今回、提案出来ない理由とちゃんと職員組合と話し合いされたのか。お尋ねします。

●新里治利議長

町田次長。

●町田 均次長

ただ今、高橋議員からのご質疑がございます。事務局職員の給与に関する条例の一部改正は提案中でございます。沖縄市のほうは、この2月定例議会において、沖縄市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を合わせて議会に上程をして議決をされております。この育児休業等については、平成27年4月1日から施行される予定でございます。まず、今回の職員の給与条例の改正については、倉浜衛生施設組合のほうにも職員労働組合がございます。労働組合のほうにも事前に給与条例の改正については、文書で提示をしております。今回の改正内容としては、3月30日に本日の定例議会で事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の改正をしたいと。2点目に事務局現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を上程しております。3点目には、事務局現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部改正を予定しておりますが、規則ですから議会事項ではございませんので、現業職の給料表についても、一般職に準じて2パーセントの減額の規則を予定していますということで、職員労働組合には文書で提示をして、内容等について説明したところであります。

沖縄市と同じくなぜ育児休業等改正条例を上程してないのかという質問でございます。この件については、今回、沖縄市の主な育児休業の改正内容でございます。1点目に育児休業することが出来ない職員の見直し。2点目に育児休業した職員の職務復帰後における号給の調整。3点目に育児短時間勤務などの新設。4点目に部分休業することが出来ない職員の見直し。5点目に育児短時間勤務職員の1週間の勤務時間等の規定整備。6点目に育児または介護を行う職員の早出、遅出勤務の新設。が主な内容でございます。この改正条例については、地方公務員の育児休業に関する法律の改正による条例の整備でございます。倉浜組合においては、育児休業等に関する条例及び同規則はございます。平成4年度から施行しております。制度スタートから今日まで同制度の活用或いは育児休業等を取得した職員はこれまでおりません。従って、今回の沖縄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、まず、育児休業等の条例について事務局でしっかり勉強会を持ちながら事務局全体で理解した上で、職員団体へ内容説明をし、了解を経た後に運営委員会、管理者会議の承認をいただき、条例案を倉浜議会へは提案をしていきたいというふう

に考えているところであります。以上です。

●高橋 真議員

議長すみません。休憩をお願いします。

●新里治利議長

休憩いたします。

休憩（午後14時20分）

再開（午後14時30分）

●新里治利議長

再開いたします。

高橋 真議員。

●高橋 真議員

次長の答弁で職員組合ともまともに交渉していない。そして育休条例が提案出来ない理由は、事務局内で勉強不足だということが明らかになってしまいました。どうしていくつもりですか。これから、倉浜組合を。どうやってこの議案の議決をお願いしていくんでしょうか。すみません。これは管理者にもお尋ねしないとイケないことだと思います。どういう形でこの議会に条例の議決を提案していただけるんでしょうか。今、指摘をさせていただいたこの2点、どういうふうに関今後、改善をしていく方向性があるのか。事務局と管理者にお尋ねしたいと思います。

●新里治利議長

休憩いたします。

休憩（午後14時30分）

再開（午後14時43分）

●新里治利議長

再開いたします。

桑江朝千夫管理者。

●桑江朝千夫管理者

高橋議員のご質疑にお答えします。倉浜衛生施設組合の事務局体制は、我々3管理者でしっかりと指導していきながら、揺るぎのない体制を造って行きたいなと思っております。そして、先ほどの育休等の問題であります。実は3管理者会議の中で議会で提案をする議案を精査しました。協議をした際にですね、この件に関しては、未だ2月、3月議会で沖縄市に準拠するというものではありませんが、宜野湾市そして北谷町におきましては、2月議会、3月議会まだこの条例においては上程されていないということからして、管理者と事務局とのやりとりの中で、北谷町そして宜野湾市から十分な理解を得るに至らなかったわけでありまして。3管理者のうち、まだ議会議決がいただけないものに関しては、今回は上程を控え、4月までにまずは3管理者、私のほうは、2月議会、3月議会で理解をしておりますが、残りのまだ上程をしていない宜野湾市、北谷町においても、2管理者においても、十分に理解をすることが出来るような説明を求めたわけでありまして。それが不十分なゆえに今回我々3管理者が上程しないということになったわけでありまして。今後、事務局の運営点は、話がありました労働組合とのしっかりと協議を行ってない。説明をしていなかったという点もあろうかと思っております。しっかりと、指導していきますので、ご理解を

いただきたいと思います。ご理解を御願ひします。

●新里治利議長

他に質疑はございませんか。

諸見里宏美議員。

●諸見里宏美議員

私のほうから何点か質疑をさせていただきます。今回、給与の改定がありました。この背景には国家公務員の給与の制度に準ずることとしたことが、今回の改定になっていると思います。しかし、県の人事委員会勧告それとまたその部分に関してはですね、民間の給与が今後上がった場合、それは速やかに毎年4月1日に給与の民間との格差の部分で調査が入ってまいります。その部分で民間の給料が公務員より上がった場合には速やかに当局としては、水準を引き上げるといふこともお考えなのかどうなのかということをお聞かせいただきたいと思います。それからこの資料の議案説明資料の部分3ページのほうにあります。これは県の部分の人事委員会のほうから出ているものですが、3ページの4の給与制度の総合的見直しの部分のほうで、諸手当があります。その中で地域手当、単身赴任手当、ウの管理職員特別勤務手当とありますが、地域手当に関しては、沖縄県というのは地域手当の部分が入っておりません。それは理解します。単身赴任手当に関してなんですが、この部分でですね、組合当局としては、今後、他県に関して人事交流というものもお考えなのか。そういった人事交流がある場合には、やはり単身赴任手当という部分も考えていけないといけないと思います。そういう部分どういふお考えがあるのかということをお聞かせください。そしてそのウの部分管理職員特別勤務手当、これは災害への対処等臨時・緊急の必要により平日深夜午前0時～5時の間に勤務した場合は、1回6,000円を上限として支給するというふうに謳っております。この部分について、当局としてはどういふ考え方で、今回、対処されているのかということをお聞かせください。それから議案説明書6ページのほうに勤務1時間当たり給与額の計算方法の改正についてです。この改正案についてですが、これは、県に準じているとは思いますが、この中で法定休日の18日という部分でどうしてこの18日になっているのかということですね。お聞かせください。この部分にしますと国民の休日が約15日あります。そして慰霊の日、この例規集を見ますと、祝日として考えているのが慰霊の日の1日、そして年末年始の12月29日から1月3日までを計算すると6日という形になるんですが、1月1日は国民の休日という形で考えましても5日間ということになって、大体計算しますと15日プラス6日としますと21日ということになりますが、なぜこの法定休日の部分で18日間としているのか。お聞かせください。以上です。

●新里治利議長

町田次長。

●町田 均次長

ただ今、諸見里議員のほうから質疑がございました。まず、今回給与改正の条例でございます。その後、民間ベースが給料引き上げられた場合は、再度、今年も8月から10月にかけて人事院勧告或いは県の人事院会の勧告が出されるものと考えられます。その際、国家公務員或いは地方公務員の勧告がされた場合については、それぞれ市町村のほうでも一部改正が必要になるだろうというふうを考えております。その時にも我々も沖縄市に準

じて改正があれば、そのように改正の予定をしております。それから2点目のほうです。この議案説明資料の3ページのほうに(2)の諸手当、これはこの前の2ページのほうに平成26年給与等に関する報告及び勧告の骨子ということで、県の人事院会の平成26年10月7日勧告の骨子でございます。これは県の資料でございます。(2)の職員諸手当、ア地域手当、イ単身赴任手当は、沖縄市の条例上地域手当それから単身赴任手当については、条例はございます。倉浜においては、現在、地域手当、単身赴任手当はございません。今後必要であれば、検討もしていきたいと。それからウの管理職員特別勤務手当については、今回改正を予定してございませんので、これも検討していきたいというふうに思っております。もう1点、勤務1時間当たり給与額の計算方法の改正の議案説明資料の6ページ、現行と改正案、それぞれ勤務1時間当たりの給与額の計算方法を改正する案でございます。これについては、今回、これまで年間2015日間で除していた時給額がでございます。それを1875.5時間に改めるわけでありましてけれども、これについては、これまでは、国に準じた時間給の算定式に基づいて、これまで現行がございました。改正案については、労働基準法に基づいていったこの勤務1時間当たりの給与額の算定に労働基準法上の改正案に準拠した形で改正をしたいということでございます。以上です。

●新里治利議長

諸見里宏美議員。

●諸見里宏美議員

当局として、やはり沖縄市のほうは単身赴任手当、地域手当、管理職員特別手当、この部分に関しても改正が行われております。是非ですね、特に単身赴任手当、沖縄県それからまた、県外のほうにやはり、新しい炉そういった衛生施設組合等々やはり人事交流も有り得るかも知れないですよ。そういった部分では、早急にそういった部分もですね、条例をきちんと改正し、この部分で単身赴任した場合には、そういった部分も加算するような形で行っていただきたいと思っております。それから、管理職の特別勤務手当、この部分に関してもやはり、災害というのはやはり、暴風時、台風時そういった部分も含まれてきます。今、現行の部分でこの手当は、含まれているかも知れませんが、しかしこの部分1回限り6,000円を上限として支給するという部分に関しては、やはり手当が高くつく部分があります。この部分もですね、早急にこの条例の改正をしていただきたいと思っております。そして、勤務1時間当たりの給与額の計算方法の改正についてなんですが、労働基準法の計算式によって、今回、これに改定するとあります。しかしこの分母のほうの部分の18日とした理由なんですが、この部分では52週間の部分で分母の部分で38.75時間1時間当たりの勤務時間×の52週－国民の休日＋の慰霊の日＋の年末年始休×の7.75時間という形で労働基準法の計算式にはなるはずですよ。そうすると国民の祝日＋慰霊の日＋の年末年始休とすると、やはりどうしても計算しても21日になるんですよ。これが土日に当たったとしても21日という部分は、計算していかないといけないんじゃないかなという形で本員は思うんですが、この18日とした理由というのが、いまいち理解出来ません。その部分でやはり、きちんとした答弁をいただきたいんですが、よろしく願いいたします。

●新里治利議長

休憩いたします。

休憩（午後 14 時 58 分）

再開（午後 15 時 10 分）

●新里治利議長

再開いたします。

町田次長。

●町田 均次長

大変済みません。諸見里議員の質疑の議案説明書の6ページ勤務1時間当たりの給与額の計算方法の改正でございます。この7.75時間×18日の中身でございます。労働基準法に基づいた計算式ということで、沖縄県も過去5年間の国民の祝日に関する法律の平均値が18日であるということで、県のほうがまず改正を行っております。その後、市町村のほうも県に準拠した形の県準拠でこの計算式ということで、18日が過去5年間の平均の国民の祝日でございますので、1875.5時間というふうになっております。沖縄市もそのような時間帯で1時間当たりの給与額の計算方法で改正してございます。以上です。

●新里治利議長

諸見里宏美議員。

●諸見里宏美議員

ありがとうございます。県のほうも18日ということで固定はされております。しかしですね労働基準法の計算式によるとやはり、計算式に何日という形でこの計算して平均値を取って固定しているわけではありません。やはりこの条例の部分でも考えて、沖縄市の部分も多分、18日という形で固定はしてないと私のほうでは覚えております。文言によってこの精査していると思しますので、是非この辺りは、平均値でやってしまうと、年ごとによって18日になったり、21日になったりということで、バラツキが出てきます。そうするとやはりこの給与にこの1時間当たりの平均時間に関して、多い年と少なくなる年が出て来ると思しますので、この当たりを当局としてこの部分を考えていただきたいと思します。やはり、この部分1時間当たりの給与額というのが、いろんな部分にこの残業手当等に反映されてくると思しますので、この当たりを当局として考えていただいて、精査していただきたいと思します。よろしく願いいたします。以上で私のほうからはこれで終わります。

●新里治利議長

前宮美津子議員。

●前宮美津子議員

本議案に対して質疑をさせていただきます。この給与改正の条例なんですけれども、経過措置として、平成30年3月31日までの3年間に限りその差額を支給するというところで、今まではこういう給与改正の場合は、遡って去年の9月からとかそういう話の条例改正だったと思しますけれども、今回、平成30年3月31日ということは、将来にわたってその減給保障というのが行われるということは、3年に1度その見直しがあって人事院勧告の見直しで、沖縄市もそれに準ずる沖縄市もその通りにやるかはわかりませんが、先ほどの次長の回答の答弁の中では、沖縄市に準じて給料改正も行って行くというふうなお話だったんですけれども、その度に、沖縄市のその給料改定に準じて行うのか。この倉

浜施設組合は、2市1町で構成されておりますよね。昨年の給料改定の時も、給料が上げられた時に、宜野湾市か北谷町かどっちかがまだ決まっていないうことで、時期はずれた給料値上げをして、また今回値下げをするというような中途半端なやり方が議会の中に提案されてくると思いますけれども、今後、こういうやり方をずっとなさっていくのか、この30年までというその年間を図るということなんですけれども、この件も少し教えてもらいますか。どういう意味で30年までなのか。お願いします。

●新里治利議長

町田次長。

●町田 均次長

前宮議員のご質問にお答えします。今回、この給与の減額の提案でございます。議案説明書の1ページの5経過措置のほうで質問がございます。平成27年3月31日現在の給料額の保障については平成30年3月31日までの3年間に限り、その差額を支給するということの中身の質問でございます。この経過措置については、国の人事院の勧告、更に沖縄県の人事委員会の勧告の中でこの経過措置は内容は同じ内容になってございます。国・県・市町村の中での宜野湾市、北谷町、沖縄市の今回この経過措置を同内容のとおりになってございます。これはあくまでも国・県の人事委員会の勧告等に基づいたこの経過措置を同じ内容について、我々は沖縄市に準じた形で改正をしていきたいというふうに考えております。以上です。

●新里治利議長

前宮美津子議員。

●前宮美津子議員

背景は今後とも人事院勧告にしたがって行うということでしたが、ではですね、説明資料の中の3ページの給与制度の総合的見直しというところで、これは人事院勧告の方針ということであるんですけれども、これも諸見里議員が質疑をなさっていた中で、諸手当の中の(2)諸手当の中のアイウとあるんですけれども、ウの管理職員特別勤務手当なんですけれども、これは、今までは倉浜のほうでは、どうであったのか、今までこれが、手当はあったのかなかったのか。今後、検討していくという話でしたけれども、今後、人事院勧告に沿ってやるということであれば、これはやはり導入しないといけないことだと思うんですけれども、これはどういうふうに検討なさっているのか。お聞かせください。

●新里治利議長

町田次長。

●町田 均次長

議案説明資料の3ページの4(2)の諸手当のウの管理職員特別勤務手当についての質問でございます。これについては、現在、災害時への対応等、臨時緊急の必要により、平日深夜午前0時から5時の間に勤務した場合ということで、現状においては、この1回に付きではなくてですね、特殊勤務手当に関する条例というのがございます。この中で台風時、これも暴風警報が発令をされ、特に勤務を命じられた職員が勤務をするわけでございますけれども、こういった台風時の勤務があれば、その手当として1時間に付き、100分の125の割合で時間当たりの勤務をそれぞれ必要な時間数を特殊勤務手当として支給をしているのが現状でございます。以上です。

●新里治利議長

前宮美津子議員。

●前宮美津子議員

ありがとうございました。この中で言う管理職員特別勤務手当でいう管理職とは係長以上ですかそれとも事務局の部分でしょうか。該当する管理とはどの部分ですか。教えてください。

●新里治利議長

町田次長。

●町田 均次長

この3ページのウの管理職員特別勤務手当については、2ページにありますとおり沖縄県人事委員会の報告及び勧告の骨子で県のほうで勧告をした内容でございます。ウの管理職員特別勤務手当というのは、通常管理職といわれている課長相等職以上がその管理職の範囲になるというふうに我々は捉えております。以上です。

●新里治利議長

浜比嘉 勇議員。

●浜比嘉 勇議員

お疲れ様です。この関連する条例についてお聞かせお願いしたいと思います。今、給与の条例について、議論しているわけですが、かつてこの事務局長は沖縄市からずーっと出向していただいているわけですね。残りは倉浜の職員、それで2、3日前の沖縄市の人事を見ると参事に上がったOさんがまたこの事務局長に戻ると、今の事務局長はまた本所の行政職に戻るということになっているわけですね。この職員派遣協定書というのがあるんですが、この4条を見ると派遣職員の給与は倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例を適用（ただし、基本給を甲の給与水準を維持することとする。）として乙が支給する。甲はいわゆる沖縄市、乙は倉浜衛生施設組合というふうになっているわけですね。いわゆる沖縄市の給与の水準を倉浜が支払いするんですよということを言っているわけですよ。この8級、今までは次長クラスを沖縄市から出向してきたわけですね。今回、部長クラスが出向するわけですよ。これ8級で収まる。急遽又、作らないといけないんじゃないの。次長クラスならこの8級で対応できるかもしれませんが部長クラスが来るわけですよ。それが1つ。それから管理者は沖縄市長もかねているわけですが、この人事の方針、倉浜に出向させるのは、今まで次長クラスを出向させていたということですが、今回は参事に挙がった部長クラスを出向させるということになっているんですが、こういう人事のあり方は適正かな。その辺教えてください。

●新里治利議長

町田次長。

●町田 均次長

ただ今、浜比嘉議員の質問がございます。倉浜衛生施設管理組合行政職給料表は8級制でございます。この事務局長の職務も8級ということで初任給基準等で定められております。沖縄市の給料条例も8級までの級料表になっていると思いますのでその甲の給与水準を適用するというので、水準は保障されるものと考えております。以上です。

●新里治利議長

桑江朝千夫管理者。

●桑江朝千夫管理者

ただ今の人事のあり方ではありますが、先ほども言いましたが、この倉浜衛生施設組合の事務局体制をしっかりと強化していくという方針の中で私は沖縄市からの出向を参事にしたということにした次第でございます。

●新里治利議長

浜比嘉 勇議員。

●浜比嘉 勇議員

ちなみに事務局長の給料は8級で良いんだということなんです。これは次長クラスで8級だよ。次長クラスを今まで出向させてきたわけですから、しかし、今回は部長クラス参事だよ。普通に言えば号給は違って来るでしょう。号も級も違う表ではないでしょうか。それが対応出来るこの給料表で。いやいや大丈夫だというふうな答弁だが本当に大丈夫ね。

●新里治利議長

金城事務局長。

●金城 隆事務局長

給料表の8級というのが沖縄市も8級というのが部長クラスの給料表になっております。それで倉浜のほうもこの8級というのは部長クラスの給料月額になっております。以上でございます。

●新里治利議長

浜比嘉 勇議員。

●浜比嘉 勇議員

言っている意味わかっている。あんた、帰ったら次長クラスだよ。役所に帰ったら、人事を見てもそうだよ。ここで部長クラスの給料をもらってから、帰ったら次長クラスの給料をもらうわけ。個人攻撃しているわけでは無いよ。適正な号給を作るべきではないかと、本員は申し上げているわけですよ。市長が倉浜をしっかりと事務局体制を構築するために参事クラスを出向させると。これは結構です。是非やって欲しい。あまりにもこの一般質問にも出してあるわけですが、沖縄市の条例のあり方と倉浜の条例がね、齟齬が大きすぎる。やるべきことをしっかりやってない。だから先ほどからいろいろな倉浜の議会から指摘されているわけですよ。参事クラスを出向させて8級次長クラスのここでは、次長クラスをもらっている号給を支給するというふうな形で大丈夫かということをお問うているわけですよ。申し訳ないけど、事務局長は今8級をもらっているわけですよ。出向ですから、今度の人事で帰る。部長にはなっていないわけですから。次長クラスなんだよ。だけど、今回来る人事は事務局体制を強化したいということで、部長クラスを出向させるわけだから、どこに当てはまるのと号給で。大丈夫かということをお問うているわけだよ。そういうふうな人事をするのであれば、その号給方法をしっかりとそれが対応出来るような号給表を作って事務局長を迎えて、強化するんだというふうなことなら話はわかるわけですが。給料は次長とイイヌムン、アンシガ仕事は一生懸命やってもらえると、いう形で良いのかということをお問うているわけですよ。どうなんですか。大丈夫。対応出来るんだったらそれで良いよ。部長クラスが来て、参事クラスが来て、給料、下がらないかということだよ。

●新里治利議長

町田次長。

●町田 均次長

ただ今、浜比嘉議員のご質問でございます。派遣協定の中でも甲の給与水準を適用するという条文もございます。現在、受けておられる8級の方が派遣された場合の取り扱いだというふうに思っております。この派遣については、沖縄市のほうでその方が昇任或いは派遣昇任、昇格等がございましたら、これは甲の給与水準にあたります。我々はその方が派遣されるわけですから、その沖縄市の水準を基本に支給をしていきたいというふうに考えております。以上です。

●新里治利議長

他に質疑はありませんか。

(『質疑なし』の声あり)

●新里治利議長

質疑ないものと認め、これで質疑を終了いたします。

次に、討論に入ります。議案第8号について討論はありませんか。

(『省略』の声あり)

●新里治利議長

討論省略の声がございますが、討論を終結することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●新里治利議長

ご異議ございませんので、討論を終了いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第8号、倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●新里治利議長

ご異議ございませんので、議案第8号は原案のとおり可決いたしました。

日程第4、議案第9号、倉浜衛生施設組合事務局現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。当局の説明を求めます。

金城事務局長。

●金城 隆事務局長

議案第9号、倉浜衛生施設組合事務局現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。

倉浜衛生施設組合事務局現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成27年3月30日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

(提案理由)

給与からの控除項目の追加及び控除項目の字句整理を行う必要があるため、この案を提出する。

次のページをお願いします。

倉浜衛生施設組合事務局現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。

倉浜衛生施設組合事務局現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和59年倉浜衛生施設組合条例第6号）の一部を次のように改正する。

第16条第1号中「積立金」を「の会費」に改め、同条第2号中「費」を「の組合費」に改める。同条第3号中「借入返済金」を「の借入返済金、積立貯金、遺族附加年金保険料及び公務員賠償責任保険料」に改め、同条中第7号を削る。同条第4号中「借入返済金」を「の借入返済金」に改める。同条中第5号を削る。同条中第6号を第5号とし、同号中「職員退職手当組合借入返済金」を「総合事務組合の借入返済金」に改める。同条中第8号を第6号とし、同号中「全日本自治団体労働組合長期共済費及び団体生命共済費」を「自治労団体生命共済及び長期共済の掛金」に改め、同号の次に次の1号を加える。

（7）沖縄県労働金庫の積立金及び借入返済金

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

●新里治利議長

当局の説明は終わります。ただちに、質疑に入ります。質疑はありますか。

（『質疑なし』の声あり）

●新里治利議長

質疑ないものと認め、これにて質疑を終了いたします。

次に、討論に入ります。議案第9号について討論はありますか。

（『省略』の声あり）

●新里治利議長

討論省略の声がございますが、討論を終結することにご異議ございませんか。

（『異議なし』の声あり）

●新里治利議長

ご異議ございませんので、討論を終了いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第9号、倉浜衛生施設組合事務局現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（『異議なし』の声あり）

●新里治利議長

ご異議ございませんので、議案第9号は原案のとおり可決いたしました。

日程第5、議案第10号、平成26年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第3号）について議題といたします。当局の説明を求めます。

金城事務局長。

●金城 隆事務局長

議案第10号 平成26年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第3号）

みだしのことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき議会の議決を

求める。

平成27年3月30日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江 朝千夫

次のページをお願いします。

平成26年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第3号）

平成26年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,318万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億3,571万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月30日提出

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江 朝千夫

2ページですね、第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。補正のある項目について読み上げて説明に代えさせていただきます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、補正前の額1億257万6,000円、補正額562万8,000円、補正後の額1億820万4,000円。

4款財産収入、1項財産運用収入、補正前の額209万6,000円、補正額152万7,000円、補正後の額362万3,000円。

5款繰入金、1項基金繰入金、補正前の額3億2,139万8,000円、補正額マイナス1億2,942万円、補正後の額1億9,197万8,000円。次に7款諸収入、2項預金利子、補正前の額7万5,000円、補正額5万6,000円、補正後の額13万1,000円。次に同じく3項雑入、補正前の額2億8,657万5,000円、補正額3,902万7,000円、補正後の額3億2,560万2,000円。7款の諸収入の合計でございます。補正前の額2億8,665万円、補正額3,908万3,000円、補正後の額3億2,573万3,000円。歳入合計、補正前の額25億1,889万9,000円。補正額マイナス8,318万2,000円、補正後の額24億3,571万7,000円でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。同じく補正のある項目について、読み上げて説明に代えさせていただきます。

1款議会費、1項議会費、補正前の額393万8,000円、補正額4万円、補正後の額397万8,000円。2款総務費、1項総務管理費、補正前の額4億1,088万5,000円、補正額マイナス3,767万3,000円、補正後の額3億7,321万2,000円。同じく2項監査委員費、補正前の額87万4,000円、補正額マイナス2万円、補正後の額85万4,000円。次に2款総務費の合計でございます。補正前の額4億1,175万9,000円、補正額マイナス3,769万3,000円、補正後の額3億7,406万6,000円。次に3款衛生費、1項清掃費、補正前の額14億8,710万5,000円、補正額マイナス4,552万9,000円、補正後の額14億4,157万6,000円。

歳出合計でございます。補正前の額25億1,889万9,000円、補正額マイナス8,318万2,000円、補正後の額24億3,571万7,000円でございます。予算書につきましては、以上でございます。

次に歳入歳出の主な内容について予算書の次のページでございます。平成26年度倉浜

衛生施設組合一般会計補正予算（第3号）に関する説明書によりご説明を申し上げます。

はじめに説明書の3ページをお願いいたします。歳入の2款、1項、1目、1節ごみ処理手数料の説明欄1の可燃ごみ処理手数料539万1,000円の増でございますが、これにつきましては、当初の可燃ごみ処理見込み量2万5,064トンに対しまして、年度末見込みが2万6,412トンと1,348トンの増としての計上でございます。なお、初期単価につきましては、キロ当たり4円と変動はございません。

次に4ページをお願いいたします。4款、1項、1目、1節利子及び配当金の説明欄1、財政調整基金預金利子63万2,000円、2の地域還元対応基金預金利子34万4,000円、3の最終処分場整備等基金預金利子55万1,000円の増につきましては、当初見込みの利率0.16パーセントに対しまして、年度末見込み利率が0.25パーセントと0.09パーセントの利率増としての計上でございます。

次に5ページをお願いいたします。5款、1項、1目、1節財政調整基金繰入金の1億2,942万円の減額でございますが、これにつきましては、2款総務費、3款衛生費を中心とした歳出の減、また歳入の手数料、諸収入の増に伴い、財政調整基金繰入金の減額をするものでございます。なお、繰入金の補正後の平成26年度末財政調整基金残高は3億1,349万7,000円を予定しております。

次に7ページをお願いいたします。7款、3項、1目の雑入の説明欄の5売電料3,460万9,000円につきましては、当初の余剰電力見込みに対し、243万6,000キロワットアワーの売却電力量の増加及び1キロワットアワーの平均売却単価が12.76円から12.90円に見込み増加となったことによる計上でございます。

次に9ページをお願いします。歳出の2款、1項、1目総務費の一般管理費につきましては、3,767万3,000円の減となっております。減の主な内容につきましては、2節給料56万9,000円の減、3節職員手当等135万7,000円の減、4節共済費156万1,000円の減でございますが、主に人事異動に伴う減額が主な要因でございます。13節委託料、394万9,000円の減につきましては、説明欄4、ごみ処理施設解体工事施工監理業務委託（第3工場）他3件の契約差額の減額でございます。15節工事請負費3,079万4,000円の減につきましては、説明欄1のごみ処理施設解体工事（第3工場）の入札に伴う契約差額を減額するものであります。

次に11ページをお願いいたします。3款、1項、1目衛生費の塵芥処理場費（熱回収施設）につきましては、1,556万8,000円の減となっております。減額の主な内容につきましては、2節給料102万1,000円の減、3節職員手当等261万8,000円の減、4節共済費の96万6,000円の減についても、人事異動に伴う減額であります。11節需用費の修繕費395万9,000円の減につきましては、燃焼ガス冷却設備修繕整備他3件の修繕整備の契約差額を減額するものであります。13節委託料641万4,000円減については、説明欄1の電気設備保守点検業務委託他7件の業務委託の契約差額を減額するものであります。

次に12ページをお願いいたします。3款、1項、2目塵芥処理場費（リサイクルセンター）につきましては、1,931万3,000円の減となっております。減額の主な内容といたしましては、2節給料503万2,000円の減、3節職員手当等463万9,000円の減、4節共済費261万4,000円の減につきましては、今年度採用枠として計上してございました電気・機械系技術職1名、行政職1名の採用時期による減額分と人事異動に伴う減額が主な要因でありま

す。経費の減額でございます。次の13節委託料503万6,000円の減については、説明欄1の電気設備保守点検業務委託他5件の業務委託の契約差額を減額するものであります。

次に13ページをお願いいたします。3款、1項、3目最終処分場費につきましては、660万6,000円の減となっております。減額の主な内容といたしまして、11節需用費の217万2,000円の減は説明欄1の消耗品費112万7,000円の減が主なものであります。内容につきましては、主に浸出水を処理するための薬品費の減となっております。13節委託料124万4,000円の減につきましては、説明欄1の警備業務委託他4件の業務委託の契約差額を減額するものであります。次に15節工事請負費246万2,000円の減につきましては、説明欄1の電気回路制御装置更新工事他2件の工事の契約差額を減額するものであります。

次に14ページをお願いします。3款、1項、4目し尿処理場費につきましては、404万2,000円の減となっております。減額の主な内容といたしましては、11節需用費163万6,000円の減は、説明欄1の消耗品費77万7,000円の減額でございますが、これは、汚水処理用薬品費の減で、契約単価及び使用量の減によるものでございます。13節委託料116万6,000円の減は、説明欄1の処理水等分析業務委託他5件の業務委託の契約差額を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどをよろしく申し上げます。

●新里治利議長

当局の説明は終わります。ただちに質疑に入ります。質疑はありますか。

●高橋 真議員

議長すみません。休憩をお願いします。

●新里治利議長

休憩いたします。

休憩（午後15時35分）

再開（午後15時38分）

●新里治利議長

再開いたします。

ただちに質疑に入ります。質疑はありますか。

休憩いたします。

休憩（午後15時38分）

再開（午後15時40分）

●新里治利議長

再開いたします。

高橋 真議員。

●高橋 真議員

では、同議案について、質疑をさせていただきます。似たような視点でお尋ねしたいと考えております。まず、歳出の項目9ページ、2款、1項、1目一般管理費、2節給料56万9,000円の補正減の理由とこれは最終補正ですので補正後の額が一般管理費が3億7,321万2,000円となっております。今年度の採用した方の実績を中身を教えてください。まずは、これは一般管理費なので、多分総務課にあると思います。補正減の理由と今年度の採用した実績、採用した人がどういう根拠で採用されたか。ということと、採用された市

町村を教えてください。全く同じ視点です。11ページ3款、1項、1目塵芥処理場費（熱回収施設）2節給料102万1,000円の補正減の理由をもう少し詳しく教えていただきたいと思います。これも補正後の額がどれぐらいかわからないですが、これは熱回収施設の採用の実績ですね、教えていただきたいと思います。最後になります。12ページ3款、1項、2目塵芥処理場費（リサイクルセンター）、2節給料503万2,000円の補正減の理由、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。そして、リサイクルセンターの採用の実績ですね、教えていただきたいと思います。特に一般管理費の総務課の部分もそうですけど、熱回収施設とリサイクルセンター、特にこの熱回収施設とリサイクルセンターにおきましては、専門技術職の採用が昨年見送られた経緯があります。実際、今年度は、採用しているのかという視点も含めて、行政職の採用があれば、やはりこれも根拠と採用のあり方と、そしてどこの市町村から採用したのか。お尋ねしたいと思います。以上です。

●新里治利議長

町田次長。

●町田 均次長

高橋議員の質疑がございました。9ページの一般管理費の給料の56万9,000円の減についてでございます。9ページの56万9,000円の減については、1人行政職、今回総務のほうで採用されております。この行政職については、ただ今、倉浜衛生施設組合における行政職の選任についてという資料の中にございますけれども、○で採用の理由及びその方法というところの8行目ですね。この方法を少し読み上げます。

行政職の1名については、現在、総務課企画課で実施予定の第2、第3工場解体の事務担当を予定しており、早急に採用を行いたいですが、現在、倉浜衛生施設組合においては、一般行政職に係る採用試験は行われておらず、採用予定候補者名簿もないことから、地方公務員法第18条第2項の規定を準用し、構成団体において実施されております職員採用候補者試験の次点のものの中から、倉浜衛生施設組合採用候補者として推薦頂く方法により、これを実施したい。なお、倉浜衛生施設組合において、地方公務員法第18条第2項の規定を準用し、これを行う場合は、沖縄市、宜野湾市、北谷町の順で輪番で実施することとする。ということでこの行政職については、この平成25年度の1名の採用については、当時の起案文書の中です。今回、平成26年度になりますので、26年度もその倉浜衛生施設組合における一般行政職の選任についての起案文書において、沖縄市、宜野湾市、北谷町それぞれ3管理者の決裁を受けて、今年度は宜野湾市1名、北谷町1名ということの順で平成26年度は採用している経緯がございます。従ってこの2款総務費の行政職の1名については、宜野湾市推薦の行政職1名が、11月1日から採用して現在、総務課企画係のほうに在職しております。それからその採用の予算上4月から計上しておりますので、この4月から10月までの金額等が不用の要因と言うことで、今回56万9,000円の減額です。そして、更には総務課から業務第一課への人事異動等もございまして、この人事異動の増減もあって、この金額の減額を予定しております。

次に11ページお願いします。塵芥処理場費（熱回収施設）の2節給料の102万1,000円の減です。これについては、これも人事異動も含めてございますけれども、技術職1名これも公募して3市町の本日の追加資料のほうで、要綱それから募集要項等を作ってそれぞれ構成市町のほうに広報で公募をかけた経緯がございます。その後7月1日付けで、電気、

機械系の技術職を1名採用しているところであります。その4月から6月までの給料或いは、職員手当等に関する分については、その人事異動それから不用額になった部分を減額に今回予定をしているところであります。採用の時期と、その他の分でございます。

それから12ページ、3款、1項、2目塵芥処理場のリサイクルセンターのほうで2節給料503万2,000円減がございます。これについては、人事異動の要因とそれから採用差額、これについても、行政職が1名、技術職1名の26年度に採用している経緯がございます。技術職については、公募をかけて、熱回収施設と同じように7月1日から採用してございます。これについては、要綱或いは募集要項に基づいて、短大卒以上の電気、機械等短大卒以上の学歴と同等の方をそれぞれ公募をかけて、採用したところであります。行政職については、10月1日から、これも輪番制に基づいて、総務のほうは宜野湾市でありましたので、業務第一課のほうは、北谷町のほうが1人、10月1日から推薦を受けて採用しているところでございます。その分の期間の不用額、4月からそれぞれ採用までの期間分が不用額になると。そして更には、お一人は職員のリサイクルセンターの職員が熱回収施設のほうに職員が人事異動したということで、その人事異動分の減額が主な要因でございます。これが3節の職員手当等にも関連をして減額の要因になってございます。以上、説明に代えます。よろしくお願ひします。

●高橋 真議員

議長すみません。休憩をお願いします。

●新里治利議長

休憩いたします。

休憩（午後15時40分）

再開（午後15時40分）

●新里治利議長

再開いたします。

町田次長。

●町田 均次長

大変失礼しました。技術職2名の市町村でございます。公募をかけておりますので、それぞれ県内から公募が来ております。お1人は沖縄市、お1人は浦添市に在住する技術職が採用されております。以上です。

●新里治利議長

高橋 真議員。

●高橋 真議員

ありがとうございました。まず、総務課のほうから3款、2項、1目これは9ページです。一般管理費、行政職の採用があったと。これは宜野湾市の方を今回採用したということでありました。そこで補正減の理由の中に人事異動結構です。人事異動に関する給料の増減は結構であります。この採用の時期がなんで11月1日か。なんでですか。この方針は25年度に持ち回り輪番制で決められたわけでしょう。わけであります。市の職員の試験とかも終わって次席者というのは、直ぐに決まっているわけですよ。補正減にして不用にする理由ってどういうことが考えられるでしょうか。半年間その採用をしないというこの方針、どういうことが考えられるでしょうか。教えていただけませんか。まずこれで

すね。11ページは良いです。12ページリサイクルセンターいわゆる3款、1項、2目塵芥処理場費（リサイクルセンター）2目の今回の2節の給料減額503万2,000円の減です。これも人事異動は良いです。人事異動のことは今は考えなくて結構です。採用が技術職を採用しましたと、浦添市の方、ちょっと議論したいと思います。いただいた資料がありますね。追加資料で、28ページに載っているいるんでしょうか。倉浜衛生施設組合事務局技術職員選考採用要綱というものがあります。以前から1年以上前から議論しておりました専門技術職員が熱回収施設にもリサイクルセンターにも必要なのだと、若年者雇用を図るために、若いメンバーを雇って、雇用して、その熱回収だったら熱回収施設のことを学びながら、リサイクルだったらリサイクルのことを学びながら、そういう倉浜組合に取って有益な有能な人材育成をしながら、職員として採用していきたいというような思いがあったかと思えます。その分ハードルもある一定、掛けられているので、全員が全員というわけではないと思うんですが、選考の方法、第5条、選考委員会を設置するわけですね。第6条に選考委員会を設置するということでありました。委員長を中心に選考委員会を開いてするということでありました。何名公募で来たんですか。そして明らかに、その条件と合致しない方は何名居たんですか。そして、公募されたメンバーの中で構成市町の人はいなかったんですか。みんな浦添市の人ですか。本員は、この倉浜衛生施設組合というのは、2市1町の公金で成り立っているんです。ごみ処理行政を担う重要な施設であると考えております。公募をかけたときに、2市1町からの公募は無かったと理解してよろしいですか。不思議なことに、熱回収施設は沖縄市の方が採用されているわけでありまして。こちらは浦添、選考委員会でどのような議論が行われたんでしょうか。少しそれを明示していただきたいと思うんですが、行政職の方、1名ここでも配置があります。11月ですか。10月ですか。採用されたということでありました。半年間採用されない理由ってなんですか。ここは北谷町の方、ですから北谷町の役所に採用試験を受けた次席者に採用されたわけでありまして。半年間待つ理由ってなんでしょう。しかも不用にまでして。当初予算に計上しているにも関わらず、不用にしていく理由というのは、何を根拠にこういう不用額を議会で認めて欲しいとお願いをしているんでしょうか。以上です。

●新里治利議長

町田次長。

●町田 均次長

ただ今、高橋議員のご質問がありました。まず、2款、1項、1目行政職の採用に11月採用ということでございます。この11月の採用については、リサイクルセンターの行政職は、10月採用でございます。我々も10月採用を予定をして、それぞれ北谷町、宜野湾市のほうに文書で要請をしております。その次席者の推薦がそれぞれ北谷町、宜野湾市推薦がございました。北谷町のほうは、10月1日で対応可能ということで宜野湾市のほうは1月少し現職というか。会社のほうにお勤めになっている方ということで、事前に事務引き継ぎ等が必要でありますということで、1月間リサイクルセンターとは差があるのはその理由でございます。それから、この技術職員の募集要項の中で応募資格の中ですけれども、昭和54年7月2日以降に生まれた者ということで、35歳まで、学校教育法に基づく短期大学を卒業した者又は卒業見込みの者。若しくはこれと同等以上の学歴を有する者で以下の学部等のいずれかを専攻した者、ということで機械工学系又は電気

工学系の学部で欠格事項として、次のいずれかに該当する者は受験できませんということ
で①で日本国籍を有しない者、②で地方公務法第16条に該当する者ということで、ア成
年被後見人又は被保佐人、イ禁固以上の刑を処せられ、その執行を終わるまで又はその出
向がなくなるまでの者。ウ沖縄市、宜野湾市、北谷町、倉浜衛生施設組合において、懲戒
免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。エ日本国憲法施行の日以降に
おいて、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その
他の団体を結成し又はこれに加入した者。という条件が応募資格がございまして、それ
に基づいてこの倉浜衛生施設組合の技術職の採用要綱に基づいて選考委員会を開いてそれ
ぞれ書類審査から面接も実施をして、それぞれ委員評価をして、その評価の上位のお2人
を3管理者のほうに報告をして、最終的に3管理者の決裁を受けて、お2人の採用とい
うことで、手順を踏まえているところであります。以上です。

●高橋 真議員

議長すみません。休憩をお願いします。

●新里治利議長

休憩いたします。

休憩（午後15時57分）

再開（午後16時12分）

●新里治利議長

再開いたします。

町田次長。

●町田 均次長

失礼しました。まず、一次選考ということで書類を提出していただいて、経過からご説
明申し上げます。最初17名の応募がございました。それぞれ応募資格、この学校教育法
に基づく短期大学以上の電気、機械の資格学部、この学校教育法の卒業見込みの者。卒業
した方、という条件に満たないのが5名おりました。残りの12名について選考委員会の
ほうでそれぞれ面接、それから応募の本人の職務経歴とか技術、資格等について色々この
面接のほうで確認をしているところであります。そしてその12名の内訳でございます。
沖縄市が3名、宜野湾市が2名、北谷町1名、その他6名ということで、12名の一次選
考の方々をそれぞれ面接をして、この選考委員会の中で専門分野、そして勤務経験、資格
等勤務に対する意欲、総合評価をそれぞれ各委員のほうで評価をし、この合計点の上位
の方2人を3管理者に報告をして、上位のお2人が採用になったという経緯でございます。
以上です。

●新里治利議長

高橋 真議員。

●高橋 真議員

ありがとうございます。9ページの2款、1項、1目の一般管理費、2節給料56万9,00
0円の減ですけど、再度確認をしたいんですけど、それではその補正減の理由というのは、
人事異動だけの要因ですか。本員はそれを聞き取れないんですよ。当初見込んだんですよ。
ね。そもそも倉浜として、当初見込んで、最初から10月とか11月と採用を決めている
のであれば、ここは人事異動の補正減しか出てこないはずですよ。見込みがあまかったん

ですか。当初予算は。当初予算が間違っていたというふうに理解しますよ。そしたらどんなふうに当初予算を見込んで、人を採用しようと考えていたのか。疑問であります。この辺はどれが本当なんですか。人事異動だけのこういう給与関係の減なんでしょうか。それから採用のあり方についても、もし、これが6カ月間の不用ということであるのであれば、採用する前の不用ということであれば、おかしいですよ。そうしたら構成市町に最初から次点者倉浜に輪番制で若年者雇用を図りたいというのが筋ではないですか。そもそもそういうふうな形が徹底出来ないですか。何のための取り決めなんですか。これが計画行政。本員は信じられません。総務課長がいなくてこういう感じになるんですか。本当に不思議でなりません。大変厳しく表現するのであれば、甘いです。議会のチェックが入らないとこういう指摘も表に出ることはないでしょう。本員は倉浜の事務局体制は信用しておりません。今後、どういうふうに採用のあり方について検討出来るものなのか、補正は補正ですよ。まず、これを明らかにしてください。そもそも11月採用で当初予算を立てたんですか。これを明らかにしましょう。そして、補正減の中には、そういった不用が一切入っていないと言い切れますか。人事異動だけの不用と言い切れるんでしょうか。そうでなければ、なぜこのようなことが起きたのか二度と起きないような形で当初予算の見込みを作るべきだと思うわけでありまして。その当初予算の作り方と今後の構成市町の調整のあり方について、倉浜はどんなふうに主体的に動いていくんですか。全部答弁してください。同じことを平成27年度の当初でも聞きますからね。そして、12ページの部分であります。これは行政職については、全く今の形なので同じです。10月であろうが11月であろうが倉浜がどうなったかということです。問われるのは。事務局がどんな採用方針でもって構成市町と調整をしてきたのか。補正減って当たり前ではないですよ。補正って。それで技術職の件であります。公募をかけて、17名きて、最初から5名の方は資格に満たないということで12名のいわゆる選考委員会が開かれて選ばれてきたわけでありまして。構成市町6名いますね。倉浜の採用方針ってなんですか。ふるいにかけるのは結構であります。でも、そもそも資格要件は満たしているわけですよ。構成市町の例えば北谷町の宜野湾市も若年者雇用、しっかりと諮っていきたいという方針があるのであれば、選考の過程でも加点、減点とかあってもよろしいんじゃないですか。そうとは全く言い切れない。その選考のあり方を教えていただけませんか。そもそもその実態があったことを管理者、副管理者に報告しましたか。運営会議にかけましたか。構成市町からこれだけ挙がってきているけど、でも今回の選考でどうしても足りないんだと、だから上位2人を採りたいと、本当にそういう議論がプロセスを踏んでこれをやっているんですか。それとも技術職はもう構成市町は関係ないという方針で動いていくんでしょうか。桑江朝千夫管理者、事務局にはこの件は後で答弁していただくとして、そういう事実があること。あったこと。倉浜から事務局側から採用に関してのご相談、運営会議や副管理者や管理者達が相談があってこういう結果が出ているんでしょうか。今後の方針も含めてどのような検討が可能なのか。最後には管理者の答弁をいただきたいと思っております。その前に事務局が答弁してください。今まで言った部分は。以上3回目終わりですね。

●新里治利議長

町田次長。

●町田 均次長

まず9ページの2款総務費の2節給料の減額でございます。当初予算この2款の行政職それからリサイクルセンターの行政職も当初予算では4月から12カ月分計上してございました。ただこの4月に採用出来なかった。事務手続きが遅れたことについては、お詫び申し上げます。1つは昨年3月30日でございますけれども、倉浜衛生施設組合の臨時議会がございまして、再任用制度をこの臨時議会に上程をする予定で色々議会も臨時議会の招集して、結果的にはその再任用制度の取り下げをした経緯がございます。この、再任用職員の部分を当初予算で2節給料の嘱託職員にも使えるのかなと言うような事で結果的には嘱託職員でそのお二人該当者はおりましたけれども、そういった事務の少し遅れ等もございまして、いろいろなことがございまして、まず、技術職のほうから採用していこうと技術職については、平成25年度から1年間予算を組んで負担金を計上して、予算を減額したという経緯がございまして、技術職をまず優先にしていこうということで、技術職をまず進めた経緯がございまして、その後、行政職を宜野湾市、北谷町にお願いしていこうという経緯がございました。事務の遅れのほうはこういう事情もございましたので、お詫び申し上げます。以上です。

●新里治利議長

休憩いたします。

休憩（午後16時26分）

再開（午後16時26分）

●新里治利議長

再開いたします。

桑江朝千夫管理者。

●桑江朝千夫管理者

採用の件でありますけれども、採用の方法とすると筆記試験或いは面接等いろいろな項目があるかと思いますが、基本的に我々3管理者が決裁で運用して、採用することになります。ただ、我々管理者、副管理者も選考委員会というものを信頼をしておりますので、委員のお世話になっております。ただ、決裁をする前に報告はこれからしっかり受けていかなければならないという気はいたします。いずれにいたしましても、我々3管理者は選考委員会の委員を信頼をして、委任をしたわけでありましてからご理解をお願いします。

●新里治利議長

浜比嘉 勇議員。

●浜比嘉 勇議員

ただ今の高橋議員が質疑したその9ページの一般管理費の給与について関連して質疑をさせていただきます。あの次長。答弁全くなってるよ。高橋議員はね。何で沖縄市、北谷町、宜野湾市以外から採るか。その採ったね、人は技術職という資格者かもわからないけど、浦添の人だよ。何で浦添の人を採ったのか。沖縄市にいなかったのか。宜野湾市にいなかったのか。いうことを聞いているわけだよ。いなかったのか。いたのかね。まずそれを答弁していただきたい。更に総務課長がいない。先ほど本員が事務局で調べたら、いわゆる総務課長は、病休で90日その他にも23日休んでいる。休暇も使って、いわゆる病気ですから仕方がないとしても、半年近くは職場に来ていないと。その給料を払うべき者を本人は欠勤したわけだから、その分がいわゆる減額しているということではないの。

それも。給料ハラテーネーングトウ、仕事を欠勤しているから払うわけには行かないでしょう。ボーナスも少し欠けるでしょう。本員も良く分かりません。技術職とはいえども、その有資格者が倉浜を構成する2市1町にいなかったのか。それからお願いしたい。

●新里治利議長

町田次長。

●町田 均次長

先ほど高橋議員からも質問がありましたけど、今、浜比嘉議員が、この一次試験の合格者12名のうち、沖縄市、宜野湾市、北谷町の住所を有している職員はいないのかという質問でございます。繰り返しになりますけど、沖縄市3名、宜野湾市2名、北谷町1名ございました。その他構成市町以外6名、12名おりました。事務局としては、この管理職で構成する選考委員会でそれぞれ履歴書、学歴、いろんな資格等を総合的に勘案してその本人の面接もして、優秀な方を技術者にしていきたいという、今後、後継者にしていきたいという思いでこういう結果になっております。今後は、指摘があるものについては、今後、3管理者にも逐一報告をしながら対応して行きたいと思っております。よろしくお願ひします。

●新里治利議長

町田次長。

●町田 均次長

総務課長の欠勤の部分でありますけど、有給休暇を使っております。その後、体調が優れないということで、まずその後、療養休暇を使っております。療養休暇は有給休暇で90日間の有給の休暇がございます。その後、今回3月9日から休職の届出が出ております。これは4月中旬まで出ておりますので、休職部分については、この3月の2週間から3週間分は減額措置がございます。そういったことでこの56万9,000円を占めるということではございません。よろしくお願ひします。

●新里治利議長

浜比嘉 勇議員。

●浜比嘉 勇議員

もっとはっきりいった方がよいよ。23日間も欠勤しているんだよ。病気とはいえ。全部休暇を使い果たして、療養休暇も90日全部使って、病気だから。けどね、大事な人材ではあるんだよ。これをいち早く管理者、副管理者と相談して、どういうふうな対応をするべきかね。これは事務局長の仕事でしょう。何の対策も対応も取られてない。だからこういうおかしい状況が生まれてくる。今回は指摘で終わるが、これはね。もう一つ。この技術職の採用のあり方、不満だ。ちゃんとあるんだよここに。倉浜衛生施設組合事務局技術職員選考採用要綱。先ほど、再度、説明してもらいました。敢えて2回言ってもらった。12名のうち、半分は2市1町で構成されている地域に住んでいる人が6名も有資格者がいる。敢えて採ってない。試験もちゃんと通っているのに。これを外して、いわゆる2市1町構成市町から外れている浦添市に在住している職員を採っていると、ここがわからないと言っているんだよ。これが普通。どういうふうな議論がしてね、この人が降りて来たの。まあ、公務員に準用された身分保障をされたわけだ。憧れの職場だよ。市民でも有資格者がね手を挙げているのに。2市1町の構成する職員も手を挙げているのに。なぜ

こういうふうな状況が起きるの。そこの選考のあり方、議論のあり方が全く見えない。議事録出せ。どういう議論があって、この人がどんなに優秀で、どういう有資格を持っている、ここまでそういうふうな、敢えて沖縄市、宜野湾市、北谷町の有資格者を外して、それを採用しているのか。見えない。わからない。説明してください。

●新里治利議長

そのまま5分間のお茶の休憩とします。

休憩（午後16時50分）

再開（午後16時55分）

●新里治利議長

再開いたします。

金城事務局長。

●金城 隆事務局長

今、技術職の採用の問題について、構成市町から採用できなかったかということについていろいろ議論がございますが、うちの選考委員会の中でまず、評価シートを作りまして、その技術職に関しては、広く良い人材を捜すために、広く我々はやりまして、この評価シートの中で学歴、専門分野、そして勤務形態、資格、そして勤務に対する意欲、そして総合評価ということで、私たちは本当に技術職に対しては、良い人材を採りたいということで、選考委員会の中では、構成市町ということまで、大変申し訳ないですけど、頭になかったということがございます。そういうことで、点数を付けまして、合否になっているところではございます。今後、次からの技術職の採用については、また、管理者と運営委員会等に図りながらその選考基準という見直しをやっていきたいと考えております。

●新里治利議長

浜比嘉 勇議員。

●浜比嘉 勇議員

地方公務員というスタンスはどこにあるの皆さんは。当局は。先ほどから高橋議員が言うように、2市1町で構成されている負担金で持ってここは、運営しているんだよ。で、局長や次長や課長でこの選考委員になっているんでしょう。どこに軸足を置いて選考したんですか、技術職と言えども、優秀なスタッフをシートから総合力でこの人を選んだ。頭は優秀かもわからない。しかし、足下は浦添市にあるんだという。履歴書を見れば歴然とわかるでしょう。こんなことをね、基本的なことも踏まえずに、選考委員会のあり方、選考委員会の持ち方、あり方、はなはだ疑問である。管理者、副管理者にお願いでありますかね、しっかり、やはりこの2市1町で構成する市民、町民の中にも良い仕事、職場を求めて、やっぱり手を挙げたい。がしかし有資格が無い。折角有資格があっても、採ってくれない。こういうやり方ではまずいと思いますよね。ですから今後、是非、こういうふうな技術職含めて、やはり2市1町で構成されている特別な本当にこの人でしか出来ないといけないという技術職はないと思いますよ。ですからやはり、構成2市1町で市民、町民からね基本的には今後はやるべきだというふうなことを言って本員は帰ります。一般質問はやらない。私は腹立って帰る。反対も出来ない。賛成も出来ない。退席。以上。

●新里治利議長

他に質疑はありませんか。

諸見里宏美議員。

●諸見里宏美議員

申し訳ございません。先ほど高橋真議員の質疑に対して、当局としてですね、4月の採用予定が再任用制度に則って、条例を制定しようとしたが、3月の定例会で否決にあった。その間の間は、条例が制定する間にあっては、嘱託の職員で間に合うだろうという判断に至ったということなんです。この職員に関してなんですが、一般行政職に関してでしょうか。一般行政職に関して、やはり、各々のこの行政仕事の量、そういったものがあると思います。それを嘱託職員がまかなってもらえる。その間はまかなってもらえるだろうと、判断に至ったということが、私に関しては不思議に思うんですね。そうであれば、なおさら、早急に採用すべきではなかったんでしょうか。私はここがちょっとわからないんです。そうすることによって、嘱託というのは、やはり時間が限られております。その方にこの行政職、どういった範囲のこの仕事の量なのかわかりませんが、この方に任せる。この人がいるから大丈夫だという判断。このあたりが私はちょっと理解に苦しみます。この説明お願いできますか。その方がまた行政職であった方で再任用に至る。再任用まではその方を入れよう、条例が可決されていれば再任用の方を入れようとしていたわけでしょうか。その当たり答弁をお願いいたします。その当たりと職員を採用するというこの整合性ですね。おかしくないですか。説明よろしく申し上げます。

●新里治利議長

町田次長。

●町田 均次長

ただ今、諸見里議員の質問でございます。今年の3月30日の再任用に関する条例の件でございます。この3月30日には、結果的には取り下げをした訳でございます。その中では、3月30日時点では、事務局としては、最終的に判断は30日にしか決まっていりませんが、28日あたりまでは、再任用の条例も考えていたわけでありまして。その中で、再任用条例が可決された場合、予算は特に新年度予算では計上はしてございませんでしたので、その2節関係の給料については、その27年度の予算を少し再任用の次の8月定例議会まではこの予算の範囲内で再任用の職員の経費を支出しようというようなことも含んでおりました。その件については、結果的には取り下げしておりますので、そういったことにはなってございませんけれども、いろんな複雑な思いがあったのは事実であります。以上です。

●新里治利議長

諸見里宏美議員。

●諸見里宏美議員

答弁と私が求めている答弁と全然かみ合っていない気がするんですけど、本当にこの高橋議員もおっしゃるようにそれから浜比嘉議員がおっしゃるように、この採用予定というものがわかっていながら、なぜこの再任用があるから、嘱託職員がいるからこの間はそれでまかなっていかう判断していかうということが経緯がわかっていないということをおっしゃっているんですよ。本来ならば、きちっと4月から採用するのであれば、その前には前年度には、採用試験が行われるんじゃないですか。そうであれば次点であった人をもって来るのが本来ならあり方じゃないですか。これがおかしいと言っているんですよ。その間、課長

さんも病休で休まれている。それはわかりますよ。そういった状況であれば。人員がいない。それだけ業務がのしかかってくる。それが1つの原因じゃないですか。もうちょっとしっかりと採用枠がある場合は、しっかりと前年度、沖縄市、北谷町、宜野湾市職員採用試験があります。その時には試験の次点になった人達はわかっています。4月に採用するのであれば、4月にきちっとその次点の人達をあてはめるような体制をとるべきだと思います。その点ですね、答弁よろしくをお願いします。次からどうするのか、今度、また4月にありますよ。どうするのか答弁よろしくをお願いします。これは笑い事じゃないですよ。

●新里治利議長

町田次長。

●町田 均次長

ただ今、諸見里議員からの質問でございます。確かに事務局の対応のまずさがあります。今後、27年度は、新規採用は予算上は計上してございません。今後、新規採用については、4月から採用出来るように十分対応していきたいというふうに思っておりますので、ひとつよろしくをお願いします。

●新里治利議長

他に質疑はありませんか。

(『質疑なし』の声あり)

●新里治利議長

質疑ないものと認め、これにて質疑を終了いたします。

次に、討論に入ります。議案第10号について討論はありませんか。

(『省略』の声あり)

●新里治利議長

討論省略の声がございますが、討論を終結してよろしいでしょうか。

(『異議なし』の声あり)

●新里治利議長

ご異議ございませんので、討論を終了いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第10号、平成26年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第3号)について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●新里治利議長

ご異議ございませんので、よって議案第10号は原案のとおり可決いたしました。

日程第6、議案第11号、平成27年度倉浜衛生施設組合一般会計予算について議題といたします。当局の説明を求めます。

金城事務局長。

●金城 隆事務局長

議案第11号 平成27年度倉浜衛生施設組合一般会計予算

みだしのことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき議会の議決を求めます。

平成27年3月30日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江 朝千夫

次のページをお願いします。

平成27年度倉浜衛生施設組合一般会計予算

平成27年度倉浜衛生施設組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億9,742万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成27年3月30日 提出

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江 朝千夫

2ページになります。第1表 歳入歳出予算の歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項負担金、金額20億8,330万8,000円、2款使用料及び手数料、1項手数料、金額1億35万1,000円、4款財産収入、1項財産運用収入、金額130万3,000円、5款繰入金、1項基金繰入金、金額1億1,600万1,000円、6款繰越金、1項繰越金、金額1,000円、7款諸収入、2項預金利子、金額3万7,000円、同じく3項雑入2億9,642万3,000円、7款合計2億9,646万円。次に歳入合計25億9,742万4,000円でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

1款議会費、1項議会費、金額393万3,000円、2款総務費、1項総務管理費、金額4億7,501万7,000円、同じく2項監査委員費、金額88万8,000円。2款総務費合計4億7,590万5,000円、次に3款衛生費、1項清掃費、金額14億9,450万5,000円、4款公債費、1項公債費、金額6億808万1,000円、次に5款予備費、1項予備費、金額1,500万円、歳出合計25億9,742万4,000円でございます。以上で予算書の説明を終わります。

次に主な内容について、平成27年度倉浜衛生施設組合一般会計予算に関する説明書の3ページのほうから主な内容について、ご説明をいたします。

まず1款、1項、1目運営負担金、本年度20億8,330万8,000円、前年度17億8,024万3,000円、比較で3億306万5,000円の増となっております。内訳といたしましては、同目の1節ごみ処理運営負担金が対前年度比較で2億6,623万6,000円の増、し尿処理運営負担金が対前年度比較で3,682万9,000円の増となっております。

次に4ページをお願いいたします。2款、1項、1目一般廃棄物処理手数料は許可業者がごみ及びし尿等を搬入する際に組合に納める手数料で、対前年度比較で222万5,000円の減となっております。これにつきましては、主に1節ごみ処理手数料の1キロあたり4円と変動はございませんが、当初予算におきましては、可燃ごみ処理手数料で搬入見込み量2万5,794トンの95パーセントとして見込んだことにより、223万9,000円の減額となっております。

次に6ページをお願いします。5款、1項、1目財政調整基金繰入金1億1,000万円につ

きましては、財政調整基金条例第6条第4号に基づきまして、繰り入れするものでございます。予算繰入後の基金残高見込み額が2億349万7,000円を予定しております。同じく5款、1項、3目最終処分場整備等基金繰入金600万円でございますが、これは池原自治会及び登川自治会の年度協力金に充当するものでございます。なお、予算基金繰入後の基金残高見込みが、6億6,509万円を予定しております。

次に9ページをお願いします。7款、3項、1目、1節雑入の説明欄6の売電料につきましては、対前年度当初比較1,304万5,000円の増となっております。売電料につきましては、新年度の売電年間総量を前年度当初比で162万5,678キロワットアワーの増を見込んでおります。また、売電単価につきましては、1キロワットアワー当たり12.26円を見込んで計上してございます。

次に同ページの7款、3項、2目、1節ごみ処理施設受託事業収入の東部清掃焼却残渣等埋立処分受託料5,302万円は、東部清掃施設組合からの焼却残渣の受け入れにかかる受託料でございます。前年度当初予算段階において、東部清掃施設組合と受託についての協議中であったため、前年度当初予算は0円となり、対前年度比較において5,302万円の増となっております。

次に同説明欄2の糸豊組合焼却残渣等一時保管に係る年度処理経費相当額218万7,000円につきましては、糸豊組合から一時的に保管した焼却残渣等を搬出完了するまでの間、一時保管残量に対して、年度処理経費相当分としての計上してございます。

次に歳出の主なものについてご説明申し上げます。11ページをお願いします。

2款、1項、1目総務費の一般管理費につきましては、前年度当初比1億3,392万1,000円の増でございます。増の要因につきましては、3節職員手当等、説明欄9の退職手当組合特別負担金382万円、新規計上してございます。総務費にかかる職員1名が平成27年度に定年退職を予定しておりますので、沖縄県市町村総合事務組合に対して、特別負担金を支払う必要があるため計上してございます。

次に12ページをお願いいたします。13節委託料、説明欄18の管理・運営人員体制に係る調査業務委託、19の敷地法面復旧に係る調査業務委託、20の生活排水処理基本計画策定業務委託、次の13ページをお願いいたします。説明欄21のし尿処理施設建設候補地調査業務委託の4件の業務委託は新規計上してございます。

次に15節工事請負費のごみ処理施設解体工事（第3工場）については、債務負担行為の最終年度分でございます。対前年度当初比で4,563万8,000円の増を計上してございます。

次に25節積立金、対前年度当初比で5,243万6,000円の増でございます。その増の主な要因といたしましては、説明欄2の最終処分場整備等基金積立金で前年度当初比5,273万4,000円の増が主なものでございます。

次に15ページをお願いします。3款、1項、1目塵芥処理場費（熱回収施設）につきましては、対前年度比較で3,574万円の増となっております。増額となっております主な要因は、本年度は11節需用費の修繕費4億2,955万9,000円でございますが、同修繕費の対前年度比で3,969万2,000円の増となっております。これにつきましては、平成27年度は稼働開始から6年目に入り、経年使用に伴う各機器の分解点検整備、オーバーホールや部品の交換等が増えること。また、ボイラー・タービンの2年に1回の法定自主点検に伴う、関連機器設備修繕整備の増が予定されております。また、計装設備修繕整備の新規計

上も要因として挙げられます。

次に17ページをお願いいたします。3款、1項、2目塵芥処理場費（リサイクルセンター）につきましては、対前年度当初比較で1,213万1,000円の減となっております。対前年度比が減額となっております主な要因は、リサイクルセンター職員3名の退職並びに平成27年度再任用短時間勤務職員3名の任用新規計上による2節給料1,053万4,000円、3節職員手当等で914万6,000円、4節共済費466万4,000円のそれぞれ減となっております。一方リサイクルセンターにおける増額の要因でございますが、同ページの11節需用費の修繕費3,781万9,000円でございますが、同修繕費は対前年度比で1,401万3,000円の増となっております。これにつきましては、不燃ごみ粗破砕機の修繕整備費の増が主な要因でございます。不燃ごみラインの主要機器である粗破砕機カッター部品の損耗が著しく一式取り換を予定しております。

次に18ページをお願いいたします。3款、1項、3目最終処分場費につきましては、対前年度比較で657万1,000円の減となっております。対前年度比の減額となっております主な要因は、本年度は15節工事請負費は0円でございます。本日資料としてお配りしました。その平成26年度倉浜衛生施設組合一般会計予算を参照願いたいと思います。その予算に関する説明書の19ページをお願いいたします。前年度当初予算の15節工事請負費の説明欄1電気回路制御装置更新工事他2件の工事費として824万3,000円を計上しております。その前年度計上分が全額比較減となっております。

次に同予算書の20ページをお願いいたします。3款、1項、4目し尿処理場費につきましては、対前年度比較で623万3,000円の減となっております。対前年度比の減額となっております主な要因は、21ページをお願いいたします。13節委託料、前年度当初予算が4,783万3,000円、本年度当初予算4,276万1,000円、比較で507万2,000円の減となっております。主な要因といたしまして、すみませんが、もう一度先ほどの平成26年度倉浜衛生施設組合一般会計予算を参照願いたいと思います。その予算に関する説明書、21ページをお願いいたします。前年度当初予算の13節委託料説明欄8の曝気ブロウ設備点検整備業務委託、9の前処理設備点検整備業務委託、10の高濃度脱臭装置活性炭取替業務委託の3件の業務委託について計上しておりました。今年度はその3件の業務委託を実施しないことによる減額となっております。

同目の18節備品購入費、前年度当初予算120万円、本年度当初予算10万8,000円、比較で109万2,000円の減となっておりますが、主な要因は、再度先ほどの平成26年度倉浜衛生施設組合の一般会計予算を参照願いたいと思います。その予算に関する説明の21ページをお願いいたします。前年度当初予算の18節備品購入費、説明欄、機械器具費120万円を計上しておりました。今年度は機械器具費を予定していないため減額となっております。

次に22ページをお願いいたします。4款、1項公債費でございます。平成27年度の元金及び利子を含めた償還予定額は6億808万1,000円で前年度と同額となっております。なお、最終償還年度は、平成36年度を予定しております。

次に23ページをお願いいたします。5款、1項、1目予備費につきましては、前年度と同額の1,500万円を当初予算で計上しております。

以上で説明を終わります。ご審議の程をよろしくお願いいたします。

●新里治利議長

当局の説明は終わります。ただちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

高橋 真議員。

●高橋 真議員

大部時間が経っておりますので絞りたいと思います。歳入の項目であります。9ページの7款、3項、2目受託事業収入で本年度5,520万7,000円、1節ごみ処理施設受託事業収入同額であります。その説明の1 東部清掃焼却残渣等埋立処分受託料5,302万円の件であります。これは下にある糸豊とは違っていわゆる残渣を受け入れ続けていくという契約であると本員は認識しております。つまり一時保管ではなく、2市1町の共通の財産である最終処分場が埋まっていくわけであります。その単価についてお尋ねをしたいと思います。追加資料でいただきました3ページ追加資料のこれは東部の前年度の従前の契約の中のこの3ページの第7条委託料の額というところに、委託料1トン当たり1万1,400円というような感じですが、この2. 残渣等の委託料は1トン当たり1万8,300円であったわけであります。平成25年度まではそういうことですね、26年度は受け入れしておりませんので、1万8,300円のこの根拠ですね、この根拠を述べていただきたいのとページめくって6ページには今年度の平成27年度の予算計上の根拠となる単価の数字が出ております。

(1)平成26年4月1日から平成28年3月31日までは、2万3,800円と従前と比べて5,500円の単価のアップがあるわけあります。この単価のアップの根拠を教えてくださいというふうに思います。最初から聞きます消費税増税分は入っていますかということであります。

そして次、後2点だけ聞きましょうね。11ページになると思います。歳出の2款、1項総務管理費になるのか教えてくださいたいと思います。本年度、平成27年度専門技術職又は行政職の新規採用の予算はどこに計上されていますか。まず、教えてください。

最後、12ページ、2款、1項、1目一般管理費、13節委託料の説明の18管理・運営人員体制に係る調査業務委託というものがございます。新しい業務委託であると認識しております。これは去った8月定例会でも管理者答弁がありました。定員適正化計画を作っていくんだというようなお話がありました。この平成27年の当初予算に計上するまでの間、どのような議論があったのか、ということをお願いしたいんです。そして、この委託の内容、何を成果物として期待をするのか教えてください。以上3点です。

●新里治利議長

町田次長。

●町田 均次長

ただ今、高橋議員からのご質問でございます。追加資料3ページ東部清掃施設組合受託事業にかかる協定書でございます。平成25年度の契約でございます。この3ページは、1トン当たり1万8,300円の残渣受託料でございます。1トン当たり。これについては、平成24年度決算に基づいて最終処分場の倉浜衛生施設組合が実際に最終処分場に埋め立てた量とそれから決算で最終処分場の決算額を除いてそのトン当たり単価を出して、その端数を切り捨てて1万8,300円ということで、その単価になってございます。これについては、消費税は加算はされておられません。次、同じく6ページの資料でございます。平成26年4月1日から平成28年3月31日までは、2万3,800円という トン当たり単価でございます。すみません。訂正します。2万3,800円が平成24年度の決算単価でございます。失

礼しました。先ほどの平成25年度の受託事業の協定単価については、その前年度の平成23年度の決算のトン当たり単価でございます。訂正させていただきます。この平成26年、平成27年の2カ年にわたった2万3,800円の単価につきましても、消費税は加算をされてございません。次に新年度予算書に新規の技術職の計上がされておりますかという質問でございます。これについては、今回、平成27年度については、技術職の採用分については、計上されてございません。よろしく申し上げます。

●新里治利議長

金城事務局長。

●金城 隆事務局長

高橋議員の質疑にお答えします。予算書12ページの歳出のほうの委託料、説明欄の18管理・運営人員体制に係る調査業務委託についてでございます。この調査業務は、本組合と類似4事業所の管理・運営人事体制に係る調査業務委託を図り、同種、同規模等施設における技術職、技能職の職員数並びに正規、嘱託、臨時、委託等の区分を調査実施をし、倉浜組合4事業所の定員適正化を検討する資料といたしたいと、合わせて沖縄市の定員適正化計画を参考に4事業所踏まえて倉浜衛生施設組合定員適正化を策定していきたいということで、調査業務を委託するものであります。

●新里治利議長

高橋 真議員。

●高橋 真議員

はい、ありがとうございました。9ページ、7款、3項、2目、1節、説明の1東部清掃焼却残渣等埋立処分受託料いわゆる単価の件であります。事務局答弁としてすごくおかしくないですか。まず、従前のものというのは、平成23年の決算に基づき1万8,300円と、追加資料の3ページで、出されていますよね。この契約自体がそもそもの話ですよ平成25年4月から平成26年3月31日の間ということでありまして。消費税は上がっていますよね。もう一つ、最新、今回の平成27年度の当初予算で計上されている根拠となる単価2万3,800円、これも追加資料6ページ2万3,800円の部分でありますけど、24年の決算に基づいてこの単価を出すということ自体、違和感を抱きませんか。そもそも焼却残渣を受け入れるんですよ、ずっと。それ相応分の経費は相手方に求めてしかるべきでありましょう。何で消費税の単価は入ってないって言い切れるんですか。それとも消費税の単価は別で受け取っているんでしょうか。その整合性を教えていただきたいと思っております。別に頂いているのであれば結構でありますけど。どういうふうな単価の決め方をしているのか疑問であります。そして答弁漏れであります。これは11ページとしておきましょう。3款歳出、技術職は採用しないわけですよ。行政職はどうなっているんでしょうか。行政職も採用しないでありますか。それもお聞きしたいと思っております。そして12ページ歳出の2款、1項、1目、13節委託料、説明の18管理・運営人員体制に係る調査業務委託であります。昨年の臨時議会で質疑をさせていただいたのは覚えていらっしゃるかと思うんですけど、1年かけて外部委託しか出来ないの。1年かけてですよ。何をやっているんですか一体。それで沖縄市の次長と課長級の処遇で良いんですかこれで。しかも基礎資料として使いたいと。そうであればまず、まず倉浜組合として業務量や現場にアンケートやヒヤリングを通して、実際どれだけの人員が必要かというのを見極めて、作っていかなければいけ

ないんでしょう。と思うんですよ。1年掛けて外部委託することを決めたって、そんな悠長な事務のあり方ってありますか。本当に疑問であります。ちなみに沖縄市の定員適正化計画等々あれは自前でやっていますよ。外部委託していませんよ。外部委託して、外部の業者さんがどこまでこの倉浜組合をフォローアップできますか。おそらく客観的に業務量と人員の配置を減らしてこれが成果物として出来上がるんですよ。一体この委託料は幾ら掛かるんです。2市1町の公金を使って、どんな基礎資料を作ろうと思っているんですか。これが出来上がって、内部の検討を始めるんですか。仕事が遅すぎます。あまりにも。何を求めているんでしょうか。本当に議論はしていなかったんですか。この1年間。自分達の、じゃ良いですよ。同規模、同種の委託調査を調べていきたいと。本員は出向いて、文書でもって調査させてくださいといえ、自前で全部出来る調査だと思うんですよ。それを外部委託するんでしょう。ちなみの話です。倉浜衛生施設組合は、一体職員何名いらっしゃるんですか。ちょっと沖縄市と比較してみたいと思います。

●新里治利議長

町田次長。

●町田 均次長

失礼しました。まず、東部清掃施設組合の受託事業の件でございます。平成25年度のトン当たり1万8,300円については、平成23年度の決算額で算定をされております。消費税もかかっております。当時は5パーセントでございました。更に先ほどの6ページの2万3,800円についても、平成24年度の決算に基づいた単価でございまして、これについても消費税は、24年度決算でありますので、5パーセントの消費税の決算という中身でございまして、それから職員数の件でございます。平成26年度は末でありますけれども38名の職員がおりまして、3名定年退職が年度末に予定をして、27年度からは35名を予定しております。以上です。

●新里治利議長

町田次長。

●町田 均次長

すみません。行政職の採用についての質問でございましたけれども、行政職の採用については、平成27年度当初予算計上してございません。

●新里治利議長

高橋 真議員。

●高橋 真議員

ありがとうございます。9ページの東部の焼却残渣の埋立処分受託業務の部分でありますけれども、次長おかしい答弁していませんか。今、実際平成27年度の予算で審議をしているのであります。それが参考とする決算年度が平成24年度で5パーセント入っているというお話でした。今、8パーセントじゃなかったですか。その3パーセントは切り捨て、どういうことなんですか。非常に説明の仕方が丁寧ではないですよ。その3パーセントは東部清掃のお互い行政支援間の取り決めの中で、これは切り捨てで単価を決定したと本員は見ますけど、そういうふうな答弁をするのであれば、誰が決めたんですか、これは。この大事な受託料収入の部分。これもう一度、なぜ本年度は平成27年度は消費税8パーセントであります。残り3パーセントはどこにいろいろ価格転化をしたのか。もしそ

れを減免したのであれば、この減免の根拠を教えてくださいませんか。なぜ、我々は受け入れる側ですよ。行政支援をする側ですよ。その根拠は、どこで決まったんですか。教えてください。行政職の採用もないということでありました。予算を聞けばその通りだとそういう答弁でよろしいかと思いますが、採用方針は無いわけですよ。そもそも、採用方針は無いわけですよ。これを確認させてください。そして、12ページの2款、1項、1目13節の18の委託料の件であります。34名、定年退職すると今年度、これは自前で出来ないですか。沖縄市でしたら、これは2カ月ぐらいで仕上げて来ますよ。2カ月、3カ月あれば、自分達の組織ですよ。1,000名規模もいるのであれば、何となくわかります。しかもいろんな業務、消防とか水道とかいろんな業務に多岐にわたっていて、定数がこれだけあって、定員がこれだけという概念がある中では、いろいろと調査をしなければいけない部分もあるんですが、それ自前で沖縄市はやっていますよ。38名か34名でしょう。それを自前で出来る事務能力はないんですね。そもそも。外部委託をするわけですね。沖縄市は外部委託していませんよ。2市1町の公金ちゃんと使って欲しいですね。本員は、この外部委託した委託料が本当に適正に使われるか、甚だ疑問であります。そもそも組合の中では、倉浜組合の中では何の疑問も議論もされていない。というか努力もされていない。この経緯が見えづらい、見えないとは言いません。見えづらい。1年間何をやってきたんですか。局長。この調査委託をすることによって、いつまでに定員適正化計画を作るんですか。そもそも定員の概念って持っているんですか。その概念がないから採用は出来ないでしょう。どれだけを採用して人材育成を図っていくということも出来ないでしょう。しかも新炉が出来て、ずーっとほったらかしにしていた。責任はどこにあるんですか。一体。ずーっと同じ議論を繰り返して、繰り返して。もうやめにしましょうよ。いい加減奮起して、自分達で自前の定員適正化計画、採用計画を作ってください。どのような方向性で議会に提案、提示出来るのか教えてください。

●高橋 真議員

議長、休憩しましょう。

●新里治利議長

そのまま5分間のお茶の休憩とします。

休憩（午後18時10分）

再開（午後18時23分）

●新里治利議長

再開いたします。

町田次長。

●町田 均次長

大変すみません。この追加資料の6ページ東部清掃施設組合協定書（1）の平成26年4月1日から平成28年3月31日までは2万3,800円ということで中身は平成24年度決算のトン当たり単価でございます。高橋議員ご指摘の平成27年度分については、8パーセントの中身だというご指摘がございますので、この3パーセントの消費税相当額等については、26年4月1日に東部清掃施設組合と協定は締結しておりますけれども、速やかに東部清掃施設組合と協議をしてこの3パーセント相等分の取り扱いについては、倉浜議会のほうでも議論になっていきますということで、再度相手方と協議していきます。よろし

くお願いします。2点目の質問でございます。12ページの13節委託料のほう18細説、管理・運営人員体制に係る調査業務委託については、ご指摘のとおりだいぶ遅れております。これについては、4月からまた新たな新しい沖縄市のほうから事務局長派遣をされる予定でございます。この新しい局長も含めて内容について、充分精査をして対応を図っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

●新里治利議長

高橋 真議員。

●高橋 真議員

ありがとうございました。おかしな答弁がまたありますね。追加資料の6ページ平成27年度当初予算はそれでいいですよ。しっかりと3パーセント据えた部分は加味すると、それでOKといたします。平成26年度は8パーセントになっていませんでしたか。この3パーセントは減免というふうに理解していいですか。本来であれば、平成26年度からこの消費税増税分の3パーセントの単価を検討して、受け入れを検討しっかりやっていくべきではないですか。それは倉浜組合が気付かなかったから、協議を遅れたからということで、理解してくださいというふうに理解していいですか。2市1町の構成している市民、町民になって説明します。この3パーセントはどこで吟味したんですか。そしたら。いいでしょう。今後の東部組合との協議でしっかり話し合うべきではないですか。この取れなかった分も交渉すべきではないですかと言いたいわけですが。本員は。どうでしょうか。片手落ちですよ。しかも、今を乗り切ろうということが必死に見えるのは理解します。根本的な解決になっていませんでしょう。本員が指摘しているのは、消費税の部分はどう転化されていますか、というのがこの質疑の主旨であります。事務局本当に大丈夫ですか。どんなふうに考えるんですか。というのが、再々質問です。

それと12ページの管理・運営人員体制に係る調査業務委託であります。新局長の下でやっていくんだということでありました。何もやってこなかったんですね。本当に。これは事務局としては、組合としては、大いに反省すべきですよ。これは。しかも、沖縄市に出向いて、他の市町村や他の同じ種類の同類同士の清掃組合とかに出向いて、調査もしてなければ、独自に動いてないわけでありましょう。桑江管理者。以上のように倉浜衛生施設組合事務局はぼろぼろであります。びっくりするぐらい。ずーっと続いています。本員は、ここは何か言っておかないとこの課題はまた新しい新事務局長が1人で頑張ってもなかなか難しい現状があるかと思えます。人員体制も含めて、将来どのように完結を考えていったいただけるのか。そのご見解をお示しいただけませんか。

●新里治利議長

休憩とします。

休憩（午後18時27分）

再開（午後18時29分）

●新里治利議長

再開いたします。

桑江朝千夫管理者。

●桑江朝千夫管理者

高橋議員の質疑でありました。3管理者が北谷町、宜野湾市、沖縄市においても行政改

革に取り組んでずいぶん長い年月が経っております。そして倉浜におきましても、これまでは、新炉を造るという大きな事業があり、それにかかってきたわけでありましたが、もう新炉も落ち着いた中で、私が先ほどから申し上げておりますように、事務局の体制を強化しながら、そして3管理者と共に今後は行政改革に、この倉浜衛生施設組合に取り組んで行くと思っております。しかしながら、繰り返しになりますが、予算、決算そして事業のあり方と全て見るこの倉浜衛生施設組合の事務局体制をまずは強化していきたいと考えております。繰り返しております。お願いいたします。

●新里治利議長

町田次長。

●町田 均次長

再度、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2万3,800円の取り扱いでございます。高橋議員ご指摘があります。平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2万3,800円についても東部清掃施設組合と速やかに内容について、協議をしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解願いたいと思います。よろしく申し上げます。

●新里治利議長

他に質疑はありませんか。

島袋邦男議員。

●島袋邦男議員

歳入でですね、これは4ページですね、2款、1項、1目の一般廃棄物処理手数料でございますが、ごみ処理手数料9,888万1,000円を計上されておりますけれども、過去5年間のその手数料の推移を説明していただきたい。まずね。そして、歳出の15ページですね、3款、1項清掃費の中の塵芥処理場費の中の9節の旅費の中の説明欄の2普通旅費（県外）26万5,000円と計上されておりますけれども、これは行政職か技術職か視察か研修か目的を説明していただきたいということでもあります。以上。

●新里治利議長

町田次長。

●町田 均次長

15ページの9節旅費の説明欄の2普通旅費（県外）26万5,000円の内訳でございます。2件の県外旅費を計上してございます。技術職の県外旅費でございます。1点目は廃棄物処理施設管理業務委託及びプラント修繕整備積算研修を予定してございます。2点目は全国都市清掃研究事例発表会と全都清の事例発表会、この熱回収施設でいろんなこの熱回収施設の修繕或いはオーバーホール等いろんな形で対応してございます。他の実際にその修繕整備をどういうふうに来てきたかという事例発表もございますので、それにも1人技術職を派遣をして技術の識見を深めたいということで2件の予算を計上してございます。

後、許可業者の歳入については、担当のほうで、歳入の事業ごみの過去5年分については、現在こちらのほうにございませんけれども、後で5年分資料をお届けしたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

●新里治利議長

島袋邦男議員。

●島袋邦男議員

とても残念だな。ごみ可燃手数料ですね、要するにごみの減量化に繋がっているかどうかを聞いたかったんですよ。多ければ多いほど、ごみの減量化はしてないということになるから、その辺ですねそういった記録は取っておいた方がいいね。最初に。ごみの減量化もわからないで、この間視察に行ってきたんですよ。この議会でね、その辺ですね、お願いします。次に、その歳出の旅費のことですが、関連して言いますけどね、議会のお互いの旅費の支出の計上がない。今、地元還元施設の計画検討委員会がずーっと10回か12回かやられていますよね。今年も平成27年度の地元還元施設検討委員会における年間計画についてという説明資料があるんですが、地元の関連した方々或いは前回の倉浜議員の方々はですね、その還元施設の先進地のほうにいわゆる視察に行っているわけですよ。ですけど、新しい議会で新しい議員が殆どだと思います。この辺ですね、予算を補正でもつけるのか、それともずーっと前の議会の前の地元の関係者、前のいろんな団体がしてきたから、それでいいやということでしょうか。再度お答えください。

●新里治利議長

町田次長。

●町田 均次長

ただ今、島袋議員のほうから質疑がございました。1款議会費のほうの9節旅費で、還元施設の視察研修を計上していくのか、どうなのかという質問でございます。これについては、本日の追加資料のなかでも、還元施設の検討委員会、26年度、27年度の資料をつけてございますけれども、この検討委員会の進行状況も少し明らかになってきつつございます。議会のこの視察についても、この検討委員会の進行も含めて、議会のほうにもお願いするのかなのか含めて少し検討をさせていただきたいなと思っております。よろしく申し上げます。

●新里治利議長

島袋邦男議員。

●島袋邦男議員

本当にこの地元還元施設検討委員会がそろそろ大詰めというか。その予算とか概要がね、今年で分かる気がするんですよ。ですから、僕が見たかぎり、何名かはいるんですが、殆ど6名行っているけど、後8名は行ってないわけですから、要するにこの県外視察、殆ど行ってないということです。ですから、是非ですね、検討委員会の流れとか内容とかですね。説明していただいて、そこの検討委員会の委員にも新しい議会の議員が倉浜議会が誕生しますので、是非ですね、先進地に行かせてくださいというようなことをお願いをしたいと思います。以上です。

●新里治利議長

他に質疑はありませんか。

諸見里宏美議員。

●諸見里宏美議員

私のほうから1点だけ12ページの歳出の2款総務費、1項総務管理費の説明18管理・運営人員体制に係る調査業務委託それと共に資料編の31ページについてですが、先ほど、今回は行政職に関しても、技術職に関しても採用の予定はないというふうな形で答弁がありました。少しこの関連させて質疑をさせていただきますが、この現業職31ページ

のほうのこの級別の職員数を見ますと、行政職のほうで、職員数が25名、現業職のほうで13名、平成27年1月1日現在。そして平成26年1月1日現在のほうでは、行政職が23名、そして現業職が14名。倉浜衛生施設組合の例規集を見ますと、職員定数が59名です。しかし、今、計算すると38名しかいないですね。38名しかいない。その中でもこの現業職が極端に減っていている。行政職に関しては、そんなに変わりはないですが、現業職に関しては、見ますと、平成25年1月1日現在は17名、そして平成26年1月1日現在で14名、そして今回13名、この中には短時間勤務のものが含まれる。おそらく任用でしょう。そういった意味でお聞きいたしますが、現業職のこの職務の内容、こういった職責を担っているのか。そのあたりをお聞かせ願えませんでしょうか。よろしく願います。

●新里治利議長

町田次長。

●町田 均次長

現業職の職員の配置先、まず、リサイクルセンターの方で資源ごみ、それから不燃ごみ、粗大ごみとそのリサイクルセンターの方にまず、現業職がおります。他の現業については、最終処分場の方にも現業職はございます。最終処分場の方で、最終処分場の整地の作業それから最終処分場の汚水等が出ますので、水処理をする担当の現業職。正規の現業職については、リサイクルセンターと最終処分場に現在、現業職がおります。以上です。

●新里治利議長

諸見里宏美議員。

●諸見里宏美議員

この現業職リサイクルセンターそして最終処分場にいる。そして最終処分場においては、汚水処理のこれが年々減っていているこの現状についてどう思われますか。そして、うちの例規集を見ても職員の定数が59名。職員定数が59名って謳われているんですよ。しかし今現在38名の職員。そしてその中でもこういった最終処分場そしてリサイクルセンター危険を隣り合わせにしているところに職員が少ない。このあたりですね。どう考えていくのか。今回もこの中では、27年度の予算の中では、そういった職員の採用もない。ということはどうお考えになっているのか。その反対に12ページのほうでは、歳出のほうでは、管理・運営人員体制に関する調査業務委託をしようとしている。このあり方どうなんですか。実際、現場で働いている人達の声を聞かれていますか。組合の職員からの声を聞かれていますか。それで職員の採用等を考えておられるんでしょうか。そのあたり答弁願います。出来れば今回、27年度の当初予算補正を挙げて現業職を採用すべきだと私は思っているんですよ。このあたりについても答弁よろしく願います。あまりにも酷すぎますよ。最終処分場、危険を隣り合わせにしているところ。

●新里治利議長

町田次長。

●町田 均次長

ただ今、諸見里議員の質問でございます。予算書の31ページの級別職員数の中に現業職13名。平成27年1月1日現在で行政職25名で、38名ということでございます。これについては、この今回、13節の委託料で管理・運営人員体制に係る調査業務を今予

定をしてございますけれども、この現業職の取り扱いについては、労働組合ともいろいろ労働組合は直営堅持で直営の職員を要求をしてございます。この直営の要求については、以前平成22年の4月1日から新炉が稼働してこの新工場が稼働しております。熱回収施設については、運転委託をするということで、労働組合とも話し合いをして365日フル稼働の運転、それから発電供給もする施設を直営でやるかどうなのかも含めて労働組合ともいろいろ話し合いはしたんですけれども、その旧工場の時代から、現業の話については、労働組合からいろいろございました。結果的には、日勤の業務を労働組合は要求をしたということでございます。そうすると日勤の範囲については、この新炉が稼働したときには、リサイクルセンターの方に、この現業職のポジションを必要な部分がございまして。そこの運転或いは重機を持ったり、それからプラントホームとかストックヤードとかいろんなところで、人員は必要でございまして。そこに旧工場の現業の職員はリサイクルセンターの方に移動していただいて、その平成22年度からはこのリサイクルセンターを中心とした現業の職員が定年までこれまで頑張ってきております。その間、何名か定年がございました。定年があるとですね、これは正規職員の補充は、これまでやってきておりません。この補充がない分については、嘱託職員或いは臨時の職員等を活用しながらそのリサイクルセンターを現在、管理をしている状況でございまして。この今回の管理・運営体制に係る調査業務については、我々のリサイクルセンター或いは最終処分場、そして熱回収施設における技術職の職員とか他の類似団体を少し調査をして、本当に適正な人員というのは、他の団体と比較をして、その資料を基に定員の計画。直営でいくべきなのか。委託でいくべきなのか。等々いろんな材料にしたいということで、今年度予算のほうは計上してございます。この現業の直営でいく、いかないというのは、まだ、沖縄市、宜野湾市、北谷町の首長の3管理者と充分まだ話し合いは詰めておりません。その中で運転管理業務の委託の方向性それから定員管理計画とも関連しますので、その辺も含めて総体的に労働組合にも協議をしながら整理をしていきたいというふうに思っております。以上です。

●新里治利議長

諸見里宏美議員。

●諸見里宏美議員

組合の方とも充分話し合っていていながら、この課題をきちんとやっていただきたいと思います。ただし、これをリサイクルセンターそれから最終処分場この部分を職員にするかいないかについてこれから話し合われることなんですけど、しかしそちらのほうに正規の職員がいなくなると、どう組合として施設組合として管理出来るかという部分ですよ。ただ、何でもかんでも、こう委託すればいいという問題ではないと思いますので、この辺りきちんと組合そして管理者、3管理者とですね、話し合っていて決めていただきたいと思います。特にこの現業職の部分、危険と隣り合わせです。少ない人数の中で業務をやっていると、いずれ事件が事故が起こりかねませんので、この辺り適正な配置よろしく願いいたします。もう答弁はいりません。

●新里治利議長

他に質疑はありませんか。

宮城議員。

●宮城 克議員

すみません。1点だけお願いします。13ページの2款、1項、1目の15節工事請負費、ごみ処理施設解体工事（第3工場）とあるんですが、平成25年度に第2工場も発注されて終わっていると思うんですが、この平成25年度第2工場に踏まえて、幾つか質問させていただくんですが、まず、この発注形態、前回の第2工場は2市1町の建築Aランクの業者34社全てに指名したというふうにあるんですが、今回の第3工場、今後この34社の動向が変わったか分からないですが、その辺の発注形態ですね。1点目、どういふふうな発注形態にしていくのかというのが1点目。それから2点目、これも25年度の会議録を確認させてもらったんですが、この中の答弁の中で、この共同企業体の要綱ということで、発注額が1億5,000万円を超えていますので、いわゆるJV形式で発注していくと。その中に沖縄市の要綱を準用していると、それに制限、最低制限価格の中身も沖縄市の基準を準用していると答弁書に書かれているんですけど、当時、発注する際に、34社全社に対して、ちゃんと調査されていたのか。例えば特記仕様書なり、要綱なり、入札の段階で出すと思いますけど、いわゆるその発注形態が沖縄市の基準を用いて今回、入札参加してくださいというような告示がされていたのか。今回の第3工場に関してもどのような基準でやっていくというのは、しっかりと通知していくのか。その辺答弁いただけますか。

●新里治利議長

町田次長。

●町田 均次長

ただ今、宮城議員の質問がございます。13ページの2款総務費の15節工事請負費、ごみ処理施設解体工事（第3工場）の件でございます。このごみ処理施設解体工事については、平成25年度から平成26年度に第2工場を、第3工場が26年度、27年度にまたがって債務負担行為で入札を行っております。これについては、平成26年度の当初予算に債務負担行為、平成26年度の議案第6号ではあるんですけど。今日の追加資料で4ページのほうを御願います。平成26年度倉浜衛生施設組一般会計予算の当初予算の4ページの第2表の債務負担行為ということで、ごみ処理施設解体工事施工監理業務委託（第3工場）、期間が平成26年度から平成27年度までということで、上のほうは委託業務、業務委託で3行目のほうがごみ処理施設解体工事の本工事、平成26年度から平成27年度までの債務負担行為ですので、平成27年度の予算については、2億7,767万3,000円の限度額を平成26年度の当初予算で議決をさせていただいております。その範囲以内で今回、27年度の分については、26年度に入札を執行して、その契約額の40パーセントは26年度に計上されております。それも執行する見込みでございます。27年度については、この契約額の60パーセントを今回、予算計上してございます。既に契約済みの工事請負費でございます。よろしく御願います。

●新里治利議長

宮城議員。

●宮城 克議員

今、いろいろ説明がありました。本員の認識不足もあったので、再度ちょっと時間もおしていますので、先ほど本員が質問した発注形態、要は最初で指名する段階、入札させる段階でどこの基準を準用したのか。それとそういった通知がしっかりとあったのかどうか。後、工程表を議長を通して資料をいただきたいんですけど、まず、発注形態。特記があるん

だったら特記仕様書、それから工程表、後、契約の要綱、契約の工程表と今の特記仕様書等と、発注形態がどうなったのか。何社指名して、どういう形で、どこの基準を準用してやったのか、それをちゃんと通知したのかというのが議長を通して資料をいただきたいですけど。よろしくをお願いします。

●新里治利議長

町田次長。

●町田 均次長

今この細かい資料は手元にありませんけれども、この26年度のごみ処理施設解体工事（第3工場）については、平成25年度の第2工場の解体工事に引き続いて、建築AランクをそれぞれJVこれは2社JVを組んでおります。第2工場もそのように組まれております。今回もこのJVについては、2社JVを組んでくださいということで、このJV方式は同じでございます。違うのはですね、第2工場で受注した業者については、指名をしてございません。第2工場を受けた業者は指名しなくて残っている建築Aランク等の業者を再度指名をして競争入札をしてJVを組んでいる経過であります。内容等については、沖縄市の入札発注方式を準用して対応しているところでございます。その他資料等を今、要求がございますけれども、後で担当のほうで工程表等を少し準備をして後で届けたいなというふうに思っております。よろしくをお願いします。以上です。

●新里治利議長

他に質疑はありませんか。

前宮美津子議員。

●前宮美津子議員

2点ほどあったんですけれども、先ほどの入札の件は一応よくわかりました。資料を出してもらったらいいと思います。予算案の4ページ一般廃棄物処理手数料の件ですけれども、これは以前にも質疑があったかと思えます。その説明1の可燃ごみ処理手数料の中の事業系ごみ、本当でしたら分けてしっかり記入をして欲しいんですけれども、このごみ処理手数料の中にどのぐらいの事業系ごみが入っているか。教えていただけますでしょうか。

●新里治利議長

町田次長。

●町田 均次長

それでは、4ページのごみ処理手数料の可燃ごみ処理手数料、それから不燃ごみ処理手数料がございます。これについては、それぞれ、沖縄市、宜野湾市、北谷町で許可を受けた許可業者がおります。この許可業者は通常一般家庭のごみは収集しなくて、大型スーパーとか居酒屋とかレストランとかいろんな事業に伴うごみを排出する事業者から、許可を受けた業者と契約をして搬入されるごみでございます。従って、全量事業系ごみということでご理解願いたいと思います。よろしくをお願いします。

●前宮美津子議員

はい、わかりました。ありがとうございました。

●新里治利議長

他に質疑はありませんか。

(『質疑なし』の声あり)

●新里治利議長

質疑ないものと認め、これにて質疑を終了いたします。

次に、討論に入ります。議案第11号について討論はありませんか。

(『省略』の声あり)

●新里治利議長

討論省略の声がございますが、討論を終結してよろしいでしょうか。

(『異議なし』の声あり)

●新里治利議長

ご異議ございませんので、討論を終了いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第11号 平成27年度倉浜衛生施設組合一般会計予算について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●新里治利議長

ご異議ございませんので、議案第11号は原案のとおり可決いたしました。

日程第7、報告第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、例月現金出納検査の結果報告について議題といたします。

本件につきましては、報告書をお手元に配布してございますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

日程第8、報告第17号、平成26年度定例事務監査の結果報告について議題といたします。

本件につきましても、報告書をお手元に配布してございますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

日程第9、一般質問に入りたいと思います。

お手元に配布しております一般質問通告書について、3月25日の通告締め切りまでに、2名の議員から一般質問通告書が事務局に提出されております。質問制限時間は、20分以内となっておりますので、よろしく願いいたします。なお、6番議員の浜比嘉勇議員が退席なされましたので、その旨ご了承をお願いいたします。

それでは、一般質問を行いたいと思います。

では、5番議員 高橋 真議員の一般質問をお願いいたします。

高橋 真議員。

●高橋 真議員

これまでの質疑を通しまして、管理者からも前向きな取り組みや答弁がございました。

質問事項1、再任用制度については、全部取り下げをさせていただきたいと思います。そしてね倉浜事務局の皆様にとっては、厳しいことばかり申し上げましたから、1点評価をしたいことがありますので、これもお伝えしたいと思います。倉浜議会のホームページにあります。ホームページに、この議会議事録が今年度から今年の1月から掲載されております。これは、昨年の本員の一般質問で、これをやったらどうかという提言に対して前向きに、取り組んでいただいたことを感謝申し上げます。しっかりとこのような形で前向きに今後も業務を推進して行っていただくことを要望したいと思います。

質問事項2、事務局体制については、質問をさせていただきたいと思います。質問要旨

(1) 事務局体制についてであります。①現状と課題の認識についてお伺いいたします。

●新里治利議長

金城事務局長。

●金城 隆事務局長

一般質問の(1)事務局体制についての①現状と課題ということで、事務局体制については、平成24年度、平成25年度と管理職が定年退職しておりまして、その後継者として組合事務局職員から内部起用をしております。現状としては管理職としての育成期間として上司から指導助言を行いながら事務を進めているところでありまして。そのような状況から組織体制、組織全体の体制強化を行う事が現時点において、事務局に求められている課題だと思っております。

●新里治利議長

高橋 真議員。

●高橋 真議員

ありがとうございました。ではその課題体制に向けてどのように取り組む方針があるんですか。教えてください。

●新里治利議長

金城事務局長。

●金城 隆事務局長

課題解決等の取り組みについてであります。事務局といたしましては、現状の対処策として、まず、1点目に管理職、係長以下、職員の研修会等への参加を推進し、職員個々の意識高揚を図りたいと考えております。2点目に職場環境改善を図り、コミュニケーション豊かな職場づくり、それと個性を活かし、やる気を育てる職場作りと職員がのびのびと仕事出来る職場環境作りに努めていきたいと考えております。

●新里治利議長

高橋 真議員。

●高橋 真議員

ありがとうございました。目指すべき組織等があるわけでありまして、たくさん指摘をさせていただきたいと思っております。まず、今回の一連の議案審議の中でも、ありましたけど、管理職の育成が果たされていないという部分であります。その課題を深堀りしていきますと、恐らくであります、次長や業務第一、業務第二課長もよくご存知かも知れませんが、現業職から行政事務職にいわゆる職種変更をしたときに、ちゃんとしたフォロー、研修、そういった体制が本当にあったのか、どうか。この辺はしっかりと考えていかなければいけないと思っております。いきなり、現場を任されている方が、いきなり管理職、行政職をやれとそういう形で投げ出されて、誰のフォローも受けずに責任だけ負わされたら普通病気になるますよ。しかも沖縄市と同じ処遇、本員は同じ課長や次長クラスで仕事出来るものとしか接しませんので、それなりに求めてくるはずですよ。そのフォロー体制が構築されていなかったんでありましょ。まあ推察されるに。当局の当組合の課題は明白であります。その部門は弱すぎる。条例改正の一つを取って見ても、例えば沖縄市に準拠していると謳っているのであれば、沖縄市にしっかりと学びに行ってください。学びもしてないです。それから、事務局体制もそうであります。上司がフォロー出来ていない。本員はそう断じ

たいと思います。だからそういうようないろんな組織の中で梗塞が起きていて、いつの間にか局長や次長が全部負っているような体制。最終的には、恥をかくのは、管理者と副管理者です。ずーっとそんな体制だったんですよ。それで本当にこの調査研究、条例改正にしても、全て先送り。そういう組織のあり方は、変わりましょうよ。きちんとしたあるべき姿になっていただきたいと本員は考えております。そこで②であります。質問の要旨②構成市町からの出向体制で事務部門の強化が図れないか見解をお伺いしたいと思います。

●新里治利議長

金城事務局長。

●金城 隆事務局長

事務局体制についての②構成市町からの出向体制で事務部門の強化が図れないか見解でございます。構成市町からの出向体制で事務局部門の強化を図ることも事務局の将来を考えた場合、検討する時期ではないかと思っております。

●新里治利議長

高橋 真議員。

●高橋 真議員

検討する時期に来ているわけでありましょう。そうであれば、労使交渉も出来ない事務局なんですから。職員団体もいながら、そういったところとのコミュニケーションも取れていないわけでありまして。もう今現在、例えば総務部門が責任者がどうしても、今、欠員が出ているということであればですね、それをどういうふうに埋めるかということの前向きに考えなければいけない時期であります。しかもそれが半年以上放置されていて、現状、今日を迎えているわけでありまして。そこで最後に桑江管理者。この倉浜組合のですね、いわゆる行政事務部門も含めた形で、やはり立て直しを図るためには、沖縄市のリーダーシップが必要であるかと本員は考えております。そうした中で、今現在は、局長だけの派遣でありますけど、沖縄市も人的資源は厳しい状況にある中で、市長も地元沖縄市では、たくさんの政策ビジョンを抱えている中で、管理職を出向されるという1人が減員操作させるというのは厳しい状況もあるかと思いますが、総務課長は、沖縄市から本員は出すべきであると。そして事務局長と2人の体制でこの行政事務の立て直しを図りながらしっかりと倉浜2市1町のごみ処理行政を担う倉浜の事務局体制の強化を図るべきであると提言したいと思います。本員の提言を聞かれてどのようなお考えでしょうか。ご見解をお伺いさせていただきます。

●新里治利議長

桑江朝千夫管理者。

●桑江朝千夫管理者

高橋議員の一般質問の今の件についてお答えいたしますが、これまで事務局体制が弱いとご指摘をいただきました。これもまた、私としても的確なご指摘であろうと認識はしております。ですから、強化をしたいと常々考えるわけではあります。3管理者とも先ほどの繰り返しになりますが、行政改革に取り組んでいる厳しい中でもあります。沖縄市においても、職員定数枠というのがございます。この枠に当てはめてから考えていくつもりであります。定年退職、或いは定年を待たずに急遽退職をする職員もおります。そういった枠の中で、どう職員を配置していくか。そして特に事務局長のみならず総務課長を出向

というご提言であります。確かにこのご提言は検討に値するものとは考えております。これにつきましても、3管理者でしっかりと協議をした中で、必要かどうかを改めて確認しながら対処していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●新里治利議長

高橋 真議員。

●高橋 真議員

明確に答弁いただきまして、ありがとうございました。倉浜の未来が見えたような気がいたします。しかしながらこれは早急にやらないといけませんよ。総務課長が欠員なんですから。そういうことも含めてしっかりと対応していただくことと、出来ればこれもまた、どのような人材を送るかという時には、やはり人事とか、将来計画とか企画とかですね。そういった強い人物のほうがよろしいだろうと。また次長や局長の補佐が出来るような人材をもしかしたら構成市町のどこかが、それをするかも知れませんが、ただこの倉浜のごみ処理行政を円滑にならしめていくために、この事務部門の強化を提言させていただき、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

●新里治利議長

以上をもちまして5番議員 高橋 真議員の一般質問を終わります。

これにて日程第9 一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。本定例会において議案等が可決されましたが、会議規則第37条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●新里治利議長

ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

休憩いたします。

休憩 (午後19時20分)

再開 (午後19時20分)

●新里治利議長

再開いたします。

これにて本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

よって、平成26年度第4回倉浜衛生施設組合議会定例会をこれにて閉会いたします。お疲れ様でした。

閉 会 (午後19時20分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年 3月31日

議 長 新里治利

会議録署名議員 島袋邦男

会議録署名議員 遠城司